

漁業法第 62 条の規定に基づく 広島海区漁場計画

(区 画 漁 業 権)

別冊 6 冊のうち 5

江田島市、呉市、東広島市、
豊田郡大崎上島町 海面

存 続 期 間 免許の日から
令和 10 年 8 月 31 日まで

公示番号

区第138号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉、高祖地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町高祖三高中学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ40メートルの所
基点 2	江田島市沖美町高祖三高中学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ560メートルの所
ア	1から広島市南区弁天島東端を見通す線上240メートルの所
イ	1から広島市南区弁天島東端を見通す線上990メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上1,050メートルの所
エ	2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町三吉、高祖

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第139号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スアを結んだ13直線によって囲まれた区域。ただし、サセ、セソ、ソタ、タサを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点 1	江田島市沖美町三高港東側防波堤突端
基点 2	江田島市沖美町三吉テツマル海産埋立地南東角から護岸沿い東へ68メートルの所
基点 3	江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所
基点 4	江田島市能美町と沖美町三吉との海岸線における境界
ア	1 から13度380メートルの所
イ	1 から13度1,620メートルの所
ウ	2 から9度1,850メートルの所
エ	2 から9度1,650メートルの所
オ	4 から352度1,900メートルの所
カ	4 から広島市南区似島の高を見通す線上670メートルの所
キ	4 から23度310メートルの所
ク	3 から17度230メートルの所
ケ	3 から17度190メートルの所
コ	2 から17度250メートルの所
サ	2 から17度440メートルの所
シ	2 から5度450メートルの所
ス	2 から358度300メートルの所
セ	2 から17度590メートルの所
ソ	3 から355度530メートルの所
タ	3 から346度450メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町三吉、高祖

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第140号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町三吉野村水産埋立地北東角
基点 2	江田島市沖美町三吉小島港西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ5メートルの所
ア	1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す（6度30分）線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す（6度30分）線上50メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町安渡島の燈台を見通す線上50メートルの所
エ	2から江田島市沖美町安渡島の燈台を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町三吉、高祖

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第141号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場の区域を除く。
基点 1	江田島市沖美町三吉テツマル海産埋立地南東角から護岸沿い東へ10メートルの所
基点 2	江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所
基点 3	江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ21メートルの所
ア	1 から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（3度）線と距岸 7 メートルの線との交点
イ	1 から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（3度）線上60メートルの所
ウ	2 から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（358度）線上60メートルの所
エ	3 から護岸に直角の線上60メートルの所
オ	3 から護岸に直角の線と距岸 7 メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町三吉、高祖

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第142号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町三吉野村水産埋立地北東角から護岸沿い西へ10メートルの所
基点 2	江田島市沖美町三吉小島港東側防波堤西端
ア	1から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（10度）線上150メートルの所
イ	1から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（10度）線上250メートルの所
ウ	2から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（5度）線上180メートルの所
エ	2から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す（5度）線上80メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町三吉、高祖

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第143号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町絵の島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町絵の島北西の鼻
基点 2	江田島市沖美町絵の島北東の鼻
ア	1 から30度240メートルの所
イ	1 から30度750メートルの所
ウ	2 から広島市南区弁天島南端を見通す（58度）線上640メートルの所
エ	2 から広島市南区弁天島南端を見通す（73度）線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第144号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町絵の島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町絵の島東の鼻
ア	1 から45度30分200メートルの所
イ	1 から53度685メートルの所
ウ	1 から68度740メートルの所
エ	1 から90度230メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第145号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大奈佐美島北側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町大奈佐美島エンマ鼻北西端
基点 2	江田島市沖美町大奈佐美島タナゴ石の鼻
基点 3	2から東へ1 番目の鼻（上源兵衛の浜と下源兵衛の浜との間の鼻）
基点 4	江田島市沖美町大奈佐美島源兵衛鼻の高の下のデコ岩（源兵衛鼻のくぼみの岩）
ア	1 から廿日市市宮島町権現鼻を見通す（328度）線上100メートルの所
イ	1 から廿日市市宮島町権現鼻を見通す（328度）線上270メートルの所
ウ	2 から9度30分500メートルの所
エ	3 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す（12度）線上760メートルの所
オ	4 から広島市南区弁天島西端を見通す（29度）線上780メートルの所
カ	4 から広島市南区弁天島西端を見通す（29度）線上50メートルの所
キ	2 から9度30分50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第146号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町亀内地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町美能銭亀の鼻
基点2	江田島市沖美町高祖西港西側物揚場西側護岸付け根から西へ370メートルの所
基点3	江田島市沖美町高祖西港西側物揚場北側の防波堤付け根から東へ22メートルの所
ア	1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上270メートルの所
イ	1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上720メートルの所
ウ	2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上840メートルの所
エ	2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上980メートルの所
オ	3から広島市南区弁天島東端を見通す（4度）線上1,100メートルの所
カ	3から広島市南区弁天島東端を見通す（4度）線上250メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第147号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオ1を結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町大黒神島押島鼻（北端）
基点2	江田島市沖美町大黒神島黒山鼻
基点3	江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻
ア	1から江田島市沖美町入鹿鼻を見通す（0度）線上2,550メートルの所
イ	1から21度30分の線上2,750メートルの所
ウ	1から江田島市沖美町正光港西側石積スベリ西側付け根を見通す（46度）線と3から江田島市沖美町見付石を見通す（345度）延長線との交点
エ	3から江田島市沖美町見付石を見通す（345度）線上50メートルの所
オ	2から東へ距岸50メートルの線とエから1を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町、能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第148号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町美能漁港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ85メートルの所（小川河口左岸角）
基点 2	江田島市沖美町美能美能漁港内港東側埋立地防波堤北側付け根から護岸沿い東へ45メートルの所
基点 3	江田島市沖美町美能美能漁港内港西側埋立地北側防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ110メートルの所（防波堤北側曲がり角）
ア	1 から広島市津久根島西端を見通す線上580メートルの所
イ	1 から広島市津久根島西端を見通す線上265メートルの所
ウ	2 から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上265メートルの所
エ	2 から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上115メートルの所
オ	3 から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上90メートルの所
カ	3 から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上555メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能、三吉、高祖、能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第149号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町美能大泊地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町美能銭亀の鼻の南側護岸北端
基点 2	江田島市沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ153メートルの所（護岸パラペット東端）
基点 3	江田島市沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ 9 メートルの所
ア	1 から江田島市沖美町美能漁港内港東側防波堤北側付け根から北西へ48メートルの所を見通す線上30メートルの所
イ	1 から江田島市沖美町美能漁港内港東側防波堤北側付け根から北西へ48メートルの所を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
ウ	3 から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す（344度）線と距岸 5 メートルの線との交点
エ	3 から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す（344度）線上40メートルの所
オ	2 から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す（342度）線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第150号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町高祖地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町高祖亀田鼻
基点 2	江田島市沖美町高祖西港西の宝原川河口右岸角から護岸沿い東へ65メートルの所
ア	1 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市沖美町安渡島の高を見通す（20度）線と距岸50メートルの線との交点
エ	2 から江田島市沖美町安渡島の高を見通す（20度）線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第151号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町大黒神島白瀬湾西側の鼻
基点 2	江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場（スベリ）西側付け根から護岸沿い北西へ25メートルの所
ア	1 から江田島市沖美町大黒神島白瀬川河口左岸角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から江田島市沖美町大黒神島白瀬川河口左岸角を見通す線と 2 から沖美町岡大王沖漁協建物西端を見通す（20度）線との交点
ウ	2 から江田島市沖美町沖漁協建物西端を見通す（20度）線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第152号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町岸根の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町旧がんね海水浴場船着場北側のスベリ南側付け根
基点 2	江田島市沖美町岸根の鼻東端
ア	1 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（100度）線上85メートルの所
イ	1 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（100度）線上50メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（110度）線上30メートルの所
エ	2 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（110度）線上65メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第153号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

江田島市沖美町岸根の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町旧がんね海水浴場船着場北側のスベリ南側付け根
基点 2	江田島市沖美町岸根の鼻東端
ア	1 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（100度）線上120メートルの所
イ	1 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（100度）線上85メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（110度）線上65メートルの所
エ	2 から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す（110度）線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第154号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大奈佐美島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町奈佐美島南端から東へ2つ目の鼻
基点 2	1 から東へ1つ目の鼻
ア	1 から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上40メートルの所
イ	1 から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上100メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上90メートルの所
エ	2 から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上30メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第155号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島白瀬川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場（スベリ）付け根中央
基点2	1から護岸沿い南東へ30メートルの所
基点3	江田島市沖美町大黒神島白瀬川河口左岸角
基点4	江田島市沖美町大黒神島黒山鼻西の鼻（白瀬川河口東側護岸東端から北東へ1番目の鼻）
ア	1から4を見通す線と2から江田島市沖美町大黒神島白瀬湾東の白石中央を見通す線との交点
イ	3から江田島市沖美町入鹿鼻を見通す線上110メートルの所
ウ	3から江田島市沖美町入鹿鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	2から江田島市沖美町大黒神島白瀬湾東の白石中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市沖美町沖

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第156号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町津久茂裏長浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町たご岩の鼻（西側のカーブミラーの所）
基点 2	江田島市江田島町津久茂権現鼻北端
ア	1 から江田島市沖美町大奈佐美島南端を見通す線上570メートルの所
イ	1 から261度250メートルの所
ウ	2 から281度540メートルの所
エ	2 から281度870メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第157号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町津久茂裏長浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町たご岩の鼻（西側のカーブミラーの所）
基点2	江田島市江田島町たご岩の鼻から道路沿い東へ170メートルの所（スベリ付け根北西端から東へ10メートルの所）
基点3	江田島市江田島町津久茂権現鼻北端
ア	1から250度190メートルの所
イ	2から180度110メートルの所
ウ	3から281度130メートルの所
エ	3から281度470メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬、江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第158号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町飛渡瀬地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界（江田島湾奥）（大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所）
ア	1 から351度1,010メートルの所
イ	1 から4度30分1,010メートルの所
ウ	1 から4度30分470メートルの所
エ	1 から351度470メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町飛渡瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第159号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田、中町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角
基点 2	江田島市能美町高田と中町との海岸線における境界（中田ポンプ所東側道路中央線の延長と護岸との交点）から護岸沿い北西へ40メートルの所
基点 3	江田島市能美町中町水の元橋左岸北角から護岸沿い北西へ78メートルの所（排水口西端から護岸沿い西へ4メートルの所）
基点 4	江田島市能美町長瀬釣り桟橋突堤突端の北角
基点 5	江田島市能美町長瀬海水浴場護岸東端スベリ西側付け根
基点 6	江田島市能美町長瀬松ヶ鼻西の埋地護岸北西角
基点 7	江田島市江田島町津久茂小島新開南西物揚場東のスベリ東側付け根から護岸沿い東へ95メートルの所
ア	1から江田島市江田島町自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲がり角を見通す（71度30分）線と3から江田島町津久茂南西端を見通す（338度）線との交点（1から270メートルの所）
イ	2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す（68度）線と3から江田島町津久茂南西端を見通す（338度）線との交点（2から580メートルの所）
ウ	2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上1,020メートルの所
エ	4から江田島市江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す（331度30分）線上350メートルの所
オ	4から江田島市江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す（331度30分）線上690メートルの所
カ	5から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す（336度30分）線上900メートルの所
キ	5から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す（336度30分）線上780メートルの所
ク	6から7を見通す（347度）線上720メートルの所
ケ	6から7を見通す（347度）線と自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す（71度30分）線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第160号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田松ヶ窪地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田湯田かき作業場埋立地北西角（道路との交点）から護岸沿い北西へ100メートルの所
基点 2	江田島市能美町高田新宮レンガ工場跡敷地北角（防波堤北側付け根）
ア	1から江田島市江田島町津久茂山の高（263メートル）を見通す（59度）線上130メートルの所
イ	1から江田島市江田島町津久茂山の高（263メートル）を見通す（59度）線上260メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す（63度30分）線上210メートルの所
エ	2から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す（63度30分）線上75メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第161号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田遠崎の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田遠崎の鼻（能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ35メートルの所）
基点 2	江田島市能美町高田平井興産(株)敷地南端から北へ1番目の防潮扉南端
ア	1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上70メートルの所
イ	1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上140メートルの所
ウ	2から59度170メートルの所
エ	2から59度100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第162号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町飛渡瀬地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町飛渡瀬大正新開防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ60メートルの所
基点2	江田島市大柿町飛渡瀬梅迫川河口右岸角から護岸沿い東へ10メートルの所
基点3	江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界（江田島湾奥）（大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所）
ア	2から1を見通す線上10メートルの所
イ	2から1を見通す線上95メートルの所
ウ	3から350度140メートルの所
エ	3から350度20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町飛渡瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第163号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町飛渡瀬高須新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸60メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町飛渡瀬高須新開北角（新高須川河口右岸角）
基点 2	江田島市大柿町飛渡瀬大正新開北角（高須川河口右岸角）
ア	1 から江田島市江田島町鷺部沖田新開（旧江田島ボウル敷地）南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	1 から江田島市江田島町鷺部沖田新開（旧江田島ボウル敷地）南西角を見通す線と距岸60メートルの線との交点
ウ	2 から50度の線と距岸60メートルの線との交点
エ	2 から50度の線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、大柿町飛渡瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第164号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開北西角（内角）から護岸沿い南へ20メートルの所
基点2	1から護岸沿い南東へ50メートルの所
基点3	江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開東角（小川河口左岸角）から護岸沿い北へ10メートルの所
ア	1から護岸に直角に10メートルの所
イ	1から護岸に直角に50メートルの所
ウ	2から護岸に直角に50メートルの所
エ	3から護岸に直角に70メートルの所
オ	3から護岸に直角に20メートルの所
カ	2から護岸に直角に10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第165号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町岡村新開、大柿町落走新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4 直線とオアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、江田島市能美町岡村新開小川第 1 橋梁右岸付け根を中心とした半径35メートルの区域を除く。
基点 1	2 から護岸沿い北西へ130メートルの所
基点 2	江田島市能美町岡村新開南角（小川河口左岸角）
基点 3	江田島市大柿町落走新開南東角
ア	1 から江田島市江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	1 から江田島市江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上30メートルの所
ウ	2 から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上90メートルの所
エ	3 から護岸に直角に60メートルの所
オ	3 から護岸に直角の線と距岸 5 メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第166号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町中町坪崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町中町坪崎新開護岸北端
基点2	江田島市能美町中町岡村新開北東角
基点3	2から護岸沿い南へ35メートルの所
ア	1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上50メートルの所
エ	3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上40メートルの所
オ	3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第167号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町中町大あじろ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町松ヶ鼻南東側埋立地南東角
基点 2	1から海岸沿い南へ102メートルの所（江田島市能美町松ヶ鼻西側の排水管コンクリート葺いから南へ6メートルの洞穴中央）
ア	1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上5メートルの所
イ	1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上20メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの所
エ	2から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上10メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第168号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町中町長瀬地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い北西へ45メートルの所
基点2	江田島市能美町中町長瀬海岸養浜工の埋立地東付け根（道路との交点）から護岸沿い東へ7メートルの所
基点3	江田島市能美町中町長瀬松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角
基点4	江田島市能美町中町長瀬松ヶ鼻先端
ア	1とイを結んだ線と2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線との交点
イ	3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上30メートルの所
ウ	3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上85メートルの所
エ	4から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線上160メートルの所
オ	4から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
カ	2から江田島市能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線と道路護岸沿い距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第169号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町中町胡川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキク、クアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町中町港栈橋駐車場埋地南東角（歩道との交点）から護岸沿い東へ38メートルの所
基点2	江田島市能美町中町水の元橋左岸北側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所
基点3	江田島市能美町中町水の元橋右岸北側付け根
基点4	江田島市能美町中町(俵)ガスネットサービス敷地西端の延長線と護岸との交点
ア	1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上10メートルの所
イ	1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上80メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上90メートルの所
エ	3から江田島市江田島町津久茂の高を見通す線上70メートルの所
オ	4から江田島市能美町遠崎の鼻を見通す線上50メートルの所
カ	4から江田島市能美町遠崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
キ	3から江田島市江田島町津久茂の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ク	2から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第170号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町石井新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ70メートルの防波堤曲がり角
基点 2	江田島市能美町高田森野造船所埋立地北角（スベリ段差上部北角）から護岸沿い南東へ10メートルの所
基点 3	江田島市能美町高田高下川河口左岸角（階段の北側付け根）から道路沿い北へ13メートルの所
基点 4	江田島市能美町中田港見浪防波堤北側の沖防波堤北西端
ア	2 から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す線と 1 から 4 を見通す線との交点
ウ	3 から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線と 1 から 4 を見通す線との交点
エ	3 から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第171号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町石井新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町高田高下川河口左岸角（階段北側付け根）
基点2	江田島市能美町高田高下川河口右岸角（護岸バラペット西端から下流へ30メートルの所）
基点3	2から護岸沿い南へ100メートルの所
基点4	江田島市能美町中町麓川河口左岸角
基点5	江田島市能美町中町かき作業場石積砂防堤（中田港見浪防波堤北西の石積砂防堤）突端
ア	1から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線上50メートルの所
イ	1から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線と4から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線との交点
ウ	2から5を見通す線と4から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線との交点
エ	5から2を見通す線上30メートルの所
オ	4から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
カ	3から江田島市能美町能美海上ロτζ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第172号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田南区船だまり地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田沖南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所
基点 2	江田島市能美町高田沖南区船だまり南側防波堤先端
基点 3	江田島市能美町高田南区船だまり北側防波堤先端
基点 4	江田島市能美町高田南区船だまり北側防波堤付け根から1番目の曲がり角
基点 5	江田島市能美町高田南区船だまり北側防波堤北側付け根
ア	1から5を見通す線上10メートルの所
イ	1から江田島市能美町長瀬松ヶ鼻を見通す線と2から3を見通す線との交点
ウ	4から20度の線と2から3を見通す線との交点
エ	4から20度の線上20メートルの所
オ	5から1を見通す線上30メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第173号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田松ヶ窪地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキを結んだ4直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町高田湯田かき作業場埋立地南西角から護岸沿い南東へ30メートルの所
基点2	江田島市能美町高田本庄鉄工埋立地北側付け根（道路との交点）から護岸沿い北へ150メートルの所（排水口南側）
基点3	江田島市能美町高田本庄鉄工埋立地北側付け根（道路との交点）から護岸沿い北へ45メートルの所
基点4	江田島市能美町高田本庄鉄工埋立地北角（防波堤北側付け根）
ア	1から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸40メートルの線との交点
ウ	4から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸40メートルの線との交点
エ	4から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
オ	3から護岸に直角に5メートルの所
カ	2から護岸に直角に5メートルの所
キ	2から護岸に直角の線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第174号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田湯田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田湯田の窪の栈橋跡中央（小川暗渠の北側）から護岸沿い北へ150メートルの所
基点 2	江田島市能美町高田湯田の窪の栈橋跡中央（小川暗渠の北側）から護岸沿い南へ70メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	1 から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸25メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸25メートルの線との交点
エ	2 から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第175号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田遠崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側の護岸防潮扉中央から護岸沿い北へ2メートルの所
基点2	江田島市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡埋立地の南側埋立地北東角から護岸沿い南へ32メートルの護岸内角
ア	1から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	1から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線上35メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す（84度）線上25メートルの所
エ	2から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す（84度）線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第176号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田遠崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ50メートルの所
基点 2	江田島市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ5メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸7メートルの線との交点
イ	1 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸25メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸25メートルの線との交点
エ	2 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸7メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第177号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田遠崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸20メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ20メートルの所
基点 2	江田島市能美町高田遠崎内能美漁協冷蔵庫跡埋立地の小川河口鉄扉中央から護岸沿い北へ138メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	1 から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す線と距岸20メートルとの交点
ウ	2 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸20メートルの線との交点
エ	2 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第178号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町高田とうあみだ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸28メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸8メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田と沖美町三吉との海岸線における境界
基点 2	1 から護岸沿い南東へ200メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町たご岩の鼻を見通す線と距岸8メートルの線との交点
イ	1 から江田島市江田島町たご岩の鼻を見通す線と距岸28メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市江田島町たご岩の鼻を見通す線と距岸28メートルの線との交点
エ	2 から江田島市江田島町たご岩の鼻を見通す線と距岸8メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町高田、中町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第179号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川大矢地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所
基点 2	江田島市能美町鹿川石垣新開護岸北角から護岸沿い北へ50メートルの所
ア	1 から江田島市能美町鹿川鎌木灯台防波堤（鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤）中央曲がり角南端を見通す線上140メートルの所
イ	1 から江田島市能美町鹿川鎌木灯台防波堤（鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤）中央曲がり角南端を見通す線上400メートルの所
ウ	2 から江田島市能美町ヒク岩を見通す線上320メートルの所
エ	2 から江田島市能美町ヒク岩を見通す線上140メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第180号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川鎌木地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町鹿川鎌木南防波堤（灯台防波堤）南側付け根から護岸沿い南へ20メートルの所
基点 2	江田島市能美町鹿川と大柿町との海岸線における境界線
ア	1 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)114号タンク南端を見通す線上200メートルの所
イ	1 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)114号タンク南端を見通す線上350メートルの所
ウ	2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)108号タンク南端を見通す線上380メートルの所
エ	2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)108号タンク南端を見通す線上230メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第181号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島深浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ、キク、クアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻
基点2	江田島市沖美町大黒神島深浦のクボ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ55メートルの所
基点3	江田島市沖美町大黒神島ガンブリの鼻
基点4	江田島市沖美町大黒神島刈浜の北西端（3から南へ1番目の鼻）
基点5	江田島市沖美町大黒神島宮城鼻
ア	1から江田島市沖美町大矢鼻（江田島市能美町と沖美町との海岸線における境界）を見通す（76度）線上50メートルの所
イ	1から江田島市沖美町大矢鼻（江田島市能美町と沖美町との海岸線における境界）を見通す（76度）線上200メートルの所
ウ	4から江田島市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す（97度）線上350メートルの所
エ	5から江田島市大柿町沖野島片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す（97度）線上200メートルの所
オ	5から江田島市大柿町沖野島片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す（97度）線と距岸50メートルの線との交点
カ	4から江田島市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す（97度）線と距岸50メートルの線との交点
キ	3から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す（79度）線上50メートルの所
ク	2から赤羽根崎を見通す（84度）線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川、沖美町美能

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第182号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川大矢地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根（カーブミラー）
基点 2	1から護岸沿い南へ165メートルの所（護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）
ア	1から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所
イ	1から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所
ウ	2から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所
エ	2から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第183号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川大矢地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町鹿川石垣新開護岸北角
基点 2	1 から護岸沿い北へ55メートルの所
基点 3	1 から護岸沿い北へ180メートルの所
基点 4	江田島市能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ59メートルの所
基点 5	江田島市能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ36メートルの所（カーブミラー）
ア	1 から江田島市能美町鹿川鎌木江能広域浄化センター排水口を見通す線上50メートルの所
イ	3 から江田島市能美町ヒク岩を見通す線上30メートルの所
ウ	4 から江田島市能美町鎌木南防波堤（灯台防波堤）突端を見通す線上30メートルの所
エ	5 から江田島市能美町鹿川鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上20メートルの所
オ	5 から江田島市能美町鹿川鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上 4 メートルの所
カ	4 から江田島市能美町鎌木南防波堤突端を見通す線上 3 メートルの所
キ	3 から江田島市能美町ヒク岩を見通す線上 3 メートルの所
ク	2 から江田島市前処理センター入口北側法面南端を見通す線上 5 メートルの所
ケ	1 から江田島市前処理センター入口北側法面南端を見通す線上27メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第184号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ71メートルの所
基点 2	江田島市能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ西側付け根から北へ20メートルの所（排水口中央）
ア	1 から江田島市能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上 5メートルの所
イ	1 から江田島市能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上30メートルの所
ウ	2 から江田島市能美町鎌木灯台防波堤（鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤）中央曲がり角南端を見通す線上30メートルの所
エ	2 から江田島市能美町鎌木灯台防波堤（鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤）中央曲がり角南端を見通す線上 5メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第185号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町鹿川文久新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町鹿川文久新開第 2 樋門西側の護岸角
基点 2	1 から護岸沿い西へ120メートルの所
ア	1 から江田島市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上12メートルの所
イ	1 から江田島市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上69メートルの所
ウ	2 から江田島市能美町鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上69メートルの所
エ	2 から江田島市能美町鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上12メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市能美町鹿川

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第186号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町大原と能美町との海岸線における境界
基点2	江田島市大柿町小古江船頭鼻
基点3	江田島市大柿町小古江小船頭鼻
基点4	江田島市大柿町小古江余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段北西側付け根
基点5	江田島市大柿町小古江余防樋門中央（4から護岸沿い南東へ100メートルの所）
基点6	江田島市大柿町小古江明神鼻南のスベリ北側護岸西角
ア	1から江田島市沖美町大黒神島南東端を見通す線上100メートルの所
イ	2から216度80メートルの所
ウ	5から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上60メートルの所
エ	6から265度30分30メートルの所
オ	6から265度30分110メートルの所
カ	4からガンコウジ北東角を見通す線上130メートルの所
キ	3から215度310メートルの所
ク	2から216度330メートルの所
ケ	1から江田島市沖美町大黒神島南東端を見通す線上400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第187号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江大附地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町深江大附防波堤南側付け根
基点 2	1 から海岸沿い南へ136メートルの所
ア	2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す線上170メートルの所
イ	2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す線上425メートルの所
ウ	1 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)115号タンク北端を見通す線上375メートルの所
エ	1 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)115号タンク北端を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第188号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大原柿木鼻から北東へ1番目の鼻の南端
基点 2	江田島市大柿町大原土石の鼻南端から護岸沿い北東へ70メートルの所
ア	1から180度150メートルの所
イ	1から180度590メートルの所
ウ	2から166度440メートルの所
エ	2から166度140メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第189号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸4メートルで結んだ線とカキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スアを結んだ8直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町小古江江田島市交流促進センター埋立地北西角から護岸沿い西へ35メートルの所
基点2	江田島市大柿町小古江江田島市交流促進センター埋立地南西角
基点3	江田島市大柿町小古江余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段西側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所
基点4	3から護岸沿い南東へ22メートルの所
基点5	4から護岸沿い南東へ20メートルの所
基点6	5から護岸沿い南東へ56メートルの所
基点7	6から護岸沿い南東へ92メートルの所
基点8	江田島市大柿町深江大附金比羅宮北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角
基点9	江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南東へ180メートルの所（栈橋渡橋の護岸側付け根）
ア	1から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線と2からガンコウジ北東角を見通す線との交点
イ	2から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線と距岸3メートルの線との交点
ウ	江田島市大柿町小古江余防川右岸の延長線と距岸3メートルの線との交点
エ	3から8を見通す線上18メートルの所
オ	4から8を見通す線と距岸4メートルの線との交点
カ	6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線と距岸4メートルの線との交点
キ	6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上10メートルの所
ク	7から9を見通す線上10メートルの所
ケ	7から9を見通す線上20メートルの所
コ	6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上20メートルの所
サ	6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上40メートルの所
シ	5から8を見通す線上44メートルの所
ス	1から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線上210メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第190号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域。ただし、江田島市大柿町小古江峰ヶ迫川兩岸の延長線ではさまれた区域を除く。
基点 1	江田島市大柿町小古江明神鼻護岸南西角から東へ15メートルの所（護岸内角）
基点 2	1 から護岸沿い南東へ88メートルの所
基点 3	江田島市大柿町小古江峰ヶ迫川河口右岸角
基点 4	江田島市大柿町小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ9メートルの所
基点 5	江田島市大柿町小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ33メートルの所
ア	1 から江田島市大柿町深江川河口左岸角を見通す線上13メートルの所
イ	1 から232度の線（江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点から北へ25メートルを見通す線）上30メートルの所
ウ	3 から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上80メートルの所
エ	3 から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上72メートの所
オ	5 から防波堤に直角に5メートルの所
カ	4 から防波堤に直角に5メートルの所
キ	4 から1を見通す線上29メートルの所
ク	3 から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上29メートルの所
ケ	3 から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上19メートルの所
コ	2 から江田島市大柿町大原5832番地護岸北角を見通す線上14メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第191号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大原漁協西側埋立地北東角
基点 2	江田島市大柿町大原漁協製氷施設前栈橋南側付け根
基点 3	江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端から護岸沿い北へ54メートルの所（護岸東角）
基点 4	3から護岸沿い北へ33メートルの所（階段南側付け根）
ア	1から4を見通す線上120メートルの所
イ	1から4を見通す線上150メートルの所
ウ	2から3を見通す線上110メートルの所
エ	2から3を見通す線上80メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第192号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江大附地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町深江赤羽根崎西端から海岸沿い北へ115メートルの所
基点 2	江田島市大柿町深江大附西側防波堤南側付け根から海岸沿い南へ136メートルの所
ア	1 から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す（279度）線上220メートルの所
イ	1 から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す（279度）線上410メートルの所
ウ	2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(櫛)103号タンク北端を見通す（280度）線上350メートルの所
エ	2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(櫛)103号タンク北端を見通す（280度）線上170メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第193号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町沖野島片山鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸100メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町沖野島中殿の鼻南西端
基点 2	江田島市大柿町沖野島中殿の鼻北西端
基点 3	江田島市大柿町沖野島片山鼻北西端
基点 4	江田島市大柿町沖野島片山鼻の北東側護岸の東角から護岸沿い北西へ7メートルの所
ア	1 から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線と距岸100メートルの線との交点
イ	1 から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線上389メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線上389メートルの所
エ	2 から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線上600メートルの所
オ	4 から354度690メートルの所
カ	4 から江田島市大柿町深江赤羽根崎防波堤の付け根から南へ1番目の曲り角を見通す線上420メートルの所
キ	3 から江田島市大柿町深江漁港南防波堤の北端の赤灯台を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第194号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町沖野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町沖野島片山鼻の北東側護岸の北角から護岸沿い南東へ21メートルの所
基点2	江田島市大柿町沖野島こじヶ窪の鼻
基点3	江田島市大柿町沖野島中の鼻北端
基点4	江田島市大柿町深江深江産業（株）入口北側付け根から護岸沿い北へ104メートルの所
基点5	江田島市大柿町深江唐串の鼻西端（深江漁港南側防波堤に隣接する深江汚水中継ポンプ場南側付け根から道路沿い南西へ54メートルの所）
ア	2から江田島市大柿町深江赤羽崎防波堤突端（黄色灯標）を見通す線上380メートルの所
イ	2から江田島市大柿町深江赤羽崎防波堤突端（黄色灯標）を見通す線上570メートルの所
ウ	5から3を見通す線上250メートルの所
エ	1から4を見通す線と3から5を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第195号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江白水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町深江釣附こんぼうず岩西端
基点 2	江田島市大柿町深江釣附芦の浦コンクリート護岸北西角
ア	1 から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上120メートルの所
イ	1 から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上330メートルの所
ウ	2 から江田島市大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上430メートルの所
エ	2 から江田島市大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第196号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江大附ガンコウジ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸5メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角
基点 2	江田島市大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ27メートルの所
基点 3	江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南へ60メートルの所
ア	1 から320度80メートルの所
イ	2 から310度の線と距岸30メートルの線との交点
ウ	3 から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点
エ	3 から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点
オ	2 から310度の線と距岸5メートルの線との交点
カ	1 から320度30メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第197号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市沖美町大黒神島深浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市沖美町大黒神島深浦のくぼ北側 1 番目の鼻
基点 2	江田島市沖美町大黒神島深浦のくぼ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ30メートルの所（護岸階段北側付け根）
基点 3	江田島市沖美町大黒神島深浦のくぼ新開石垣護岸南角から海岸沿い東へ60メートルの所
ア	1 から 3 を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から 3 を見通す線と 2 から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す（84度）線との交点
ウ	2 から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す（84度）線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江、沖美町是永、畑、岡大王

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第198号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江白水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町親休鼻から西回り2番目の鼻の大岩
基点 2	江田島市大柿町深江釣附こんぼうず岩西端
ア	1 から江田島市大柿町長島の洲鼻を見通す線上20メートルの所
イ	1 から江田島市大柿町長島の洲鼻を見通す線上170メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上170メートルの所
エ	2 から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第199号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

江田島市大柿町沖野島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ 3 直線及びアエを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町沖野島周寄鼻から北へ250メートルの所（浜の端にある岩）
基点 2	江田島市沖美町大黒神島宮城鼻南西護岸角から南西へ60メートルの所
基点 3	江田島市大柿町沖野島西端
ア	1 から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上10メートルの所
イ	1 から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と 3 から江田島市大柿町我島北端を見通す線との交点
ウ	2 から江田島市大柿町沖野島周寄鼻を見通す線と 3 から江田島市大柿町我島北端の見通す線との交点
エ	2 から江田島市大柿町沖野島周寄鼻を見通す線と江田島市大柿町沖野島の距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第200号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

江田島市大柿町深江白水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町深江釣附芦の浦コンクリート護岸北西角
基点 2	江田島市大柿町茶臼山南の道路護岸南端
ア	1 から江田島市大柿町沖野島周寄鼻南端を見通す線上200メートルの所
イ	1 から江田島市大柿町沖野島周寄鼻南端を見通す線上400メートルの所
ウ	2 から江田島市大柿町沖野島南西の高（95メートル）を見通す線上320メートルの所
エ	2 から江田島市大柿町沖野島南西の高（95メートル）を見通す線上120メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町深江、大原、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第201号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大原土石の東鼻から護岸沿い北東へ130メートルの所
基点 2	江田島市大柿町大原ゲトリハナ鼻南端護岸角から護岸沿い北西へ60メートルの所
ア	1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す（166度30分）線上200メートルの所
イ	2から160度130メートルの所
ウ	2から160度380メートルの所
エ	1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す（166度30分）線上470メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第202号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大原黒嶽地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大原ゲトリハナ鼻東側付け根の護岸放水口右岸角
基点 2	江田島市大柿町大原下方鼻東側付け根（丸石）
ア	1 から160度200メートルの所
イ	2 から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線上270メートルの所
ウ	2 から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線上590メートルの所
エ	1 から160度460メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第203号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君臼ヶ浦、長浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町長瀬鼻南端
基点 2	江田島市大柿町大君追の浦の中間鼻東端
基点 3	江田島市大柿町大君長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻
基点 4	江田島市大柿町大君長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻の東側付け根から海岸沿い東へ42メートルの所
ア	1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上50メートルの所
イ	2から3を見通す線上170メートルの所
ウ	3から170度100メートルの所
エ	4から呉市倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上70メートルの所
オ	4から呉市倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上240メートルの所
カ	1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上380メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第204号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君明神鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君南城鼻から南へ1番目の護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ17メートルの所
基点 2	江田島市大柿町大君まちが鼻南側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ72メートルの所
基点 3	江田島市大柿町大君まちが鼻南側埋立地南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所
ア	1 から呉市音戸町田原ホーシ鼻を見通す線上50メートルの所
イ	1 から呉市音戸町田原ホーシ鼻を見通す線上150メートルの所
ウ	3 から呉市音戸町早瀬流田鼻を見通す線上150メートルの所
エ	3 から呉市音戸町早瀬流田鼻を見通す線上80メートルの所
オ	2 から呉市音戸町早瀬流田鼻を見通す線上110メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第205号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ40メートルの所
基点 2	江田島市大柿町大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ265メートルの所
ア	1 から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上90メートルの所
イ	1 から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上190メートルの所
ウ	2 から呉市音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上220メートルの所
エ	2 から呉市音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第206号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町引島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町柿浦漁港東側防波堤とかき筏組立場北側護岸との交点から防波堤沿い63メートルの所（東側付け根から1番目の曲り角）
基点 2	江田島市大柿町大君大君栈橋南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所
基点 3	江田島市大柿町引島南側防波堤東側付け根
ア	1から呉市音戸町三子島の北の高（16メートル）を見通す（59度）線上790メートルの所
イ	1から呉市音戸町三子島の第1栈橋北ブロック北西角を見通す（61度）線上1,290メートルの所
ウ	2から呉市音戸町田原田原漁業協同組合の建物南角を見通す（88度）線上700メートルの所
エ	2から呉市音戸町田原田原漁業協同組合の建物南角を見通す（88度）線上380メートルの所
オ	3から60度の線とアエを結んだ線との交点
カ	3から70度115メートルの所
キ	1から84度775メートルの所
ク	1から84度の線とアエを結んだ直線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第207号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町柿浦漁港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町柿浦山本かき作業場北側の小川河口右岸角の階段東側付け根から護岸沿い東へ27メートルの所（作業場と護岸の接点）
基点2	江田島市大柿町柿浦柿浦漁港埋立地北側付け根
ア	1から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す（89度）線上240メートルの所
イ	1から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す（89度）線上630メートルの所
ウ	2から87度630メートルの所
エ	2から87度200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第208号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君坪土地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君坪土の南鼻北東端
基点 2	江田島市大柿町大君梶掛ノ鼻北端
ア	1 から江田島市大柿町大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸 5メートルの線との交点
イ	1 から江田島市大柿町大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市大柿町大君釣出し鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点
エ	2 から江田島市大柿町大君釣出し鼻を見通す線と距岸 5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第209号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸25メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町大君坪土の北鼻南端から海岸沿い北へ60メートルの所
基点2	江田島市大柿町大君中の鼻南端から海岸沿い北西へ20メートルの所
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	2から1を見通す線と距岸25メートルの線との交点
エ	1から2を見通す線と距岸25メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第210号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君中の鼻北側魚類養殖場栈橋北側付け根
基点 2	江田島市大柿町大君中の鼻北東端
ア	1 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	2 から 1 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第211号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君王泊地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君釣出し鼻南東端
基点 2	江田島市大柿町大君丸小島南端
基点 3	江田島市大柿町大君中の鼻北端
基点 4	江田島市大柿町大君中の鼻北東端
ア	1 から 4 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	1 から 4 を見通す線上80メートルの所
ウ	2 から 3 を見通す線上70メートルの所
エ	3 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第212号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君源八鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君泉市営駐車場南側の突堤南側付け根
基点 2	江田島市大柿町大君源八鼻北端
ア	1から105度の線と距岸5メートルの線との交点
イ	1から105度の線と距岸45メートルの所
ウ	2からイを見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第213号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君泉市営駐車場埋立地北西側付け根から護岸沿い北東へ67メートルの所
基点 2	江田島市大柿町大君泉市営駐車場埋立地南側の突堤北側付け根
ア	1 から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2 から105度の線と距岸50メートルの線との交点
エ	2 から105度の線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第214号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君コシマ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君コシマ鼻埋立地南側付け根（県道護岸との交点）から護岸沿い北へ55メートルの所
基点 2	江田島市大柿町大君瀬本鼻北側の小川河口中央から南へ13メートルの所
ア	1から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線上70メートルの所
ウ	2から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線上52メートルの所
エ	2から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第215号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君明神鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君まちが鼻南側埋立地南西側付け根から護岸沿い南へ175メートルの所
基点 2	江田島市大柿町大君明神鼻から西へ1番目の護岸階段西側付け根
ア	1から呉市音戸町猿ヶ鼻鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から呉市音戸町猿ヶ鼻鼻を見通す線上50メートルの所
ウ	2から呉市音戸町猿ヶ鼻鼻を見通す線上50メートルの所
エ	2から呉市音戸町猿ヶ鼻鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第216号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町大君平後川河口（大君小学校北側の川）左岸角から護岸沿い北へ6メートルの所
基点2	1から護岸沿い北へ90メートルの所
ア	1から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	2から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	2から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線上70メートルの所
エ	1から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第217号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町柿浦三束新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町柿浦三束新開の北の新開南東角から護岸沿い北へ10メートルの所
基点 2	江田島市大柿町柿浦楠田新開北東角
ア	1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線上30メートルの所
ウ	2からイを見通す線との距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第218号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町柿浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市大柿町柿浦芸南クリニック北側護岸北東角
基点2	江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角
基点3	2から護岸沿い南へ20メートルの所
ア	1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上10メートルの所
イ	1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上50メートルの所
ウ	2から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所
エ	3から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所
オ	3から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所
カ	2から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第219号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 3 月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君中の鼻北端
基点 2	1 から海岸沿い南東へ40メートルの所
ア	1 から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上80メートルの所
イ	1 から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上100メートルの所
ウ	2 から呉市音戸町早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上100メートルの所
エ	2 から呉市音戸町早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第220号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市大柿町大君中の鼻北端
基点 2	1 から海岸沿い南東へ40メートルの所
ア	1 から呉市音戸町早瀬老人憩いの家南角を見通す線上15メートルの所
イ	1 から呉市音戸町早瀬老人憩いの家南角を見通す線上80メートルの所
ウ	2 から呉市音戸町早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートルの所
エ	2 から呉市音戸町早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上15メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市大柿町大君、柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第221号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町二ツ小島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町二ツ小島南側付け根（石垣護岸北端）から護岸沿い南へ80メートルの所
基点 2	江田島市江田島町一ツ小島中国化薬第一火薬庫入口前15番倉庫北西角から護岸に平行に南東へ9メートルの護岸点
ア	1から呉市天応天狗城山の高（239メートル）を見通す線上150メートルの所
イ	1から呉市天応天狗城山の高（239メートル）を見通す線上350メートルの所
ウ	2から呉市天応烏帽子岩北側の高（392メートル）を見通す線上350メートルの所
エ	2から呉市天応烏帽子岩北側の高（392メートル）を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用、切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第222号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町高須浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角
基点2	江田島市江田島町高須鼻
基点3	江田島市江田島町高須南鼻
ア	1から呉市天応烏帽子岩北側の高（392メートル）を見通す線上100メートルの所
イ	1から呉市天応烏帽子岩北側の高（392メートル）を見通す線上260メートルの所
ウ	2から呉市吉浦町猪山隧道中央を見通す（80度）線上260メートルの所
エ	3から呉市シビトノ鼻を見通す線上260メートルの所
オ	3から呉市シビトノ鼻を見通す線上100メートルの所
カ	2から呉市吉浦町猪山隧道中央を見通す（80度）線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第223号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町小用ももだか地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアエ、エオ、オカ、カキ、キケを結んだ5直線とケコを距岸20メートルで結んだ線とコアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし、イウ、ウキ、クク、クイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点 1	江田島市江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角
基点 2	江田島市江田島町小用（旧）木葉水産作業場東側護岸南東角（内角）
基点 3	江田島市江田島町小用ももだか埋立地南東角
ア	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線と 2 から江田島市江田島町小用東江漁協東側船だまり南側防波堤南側付け根を見通す線との交点
イ	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上250メートルの所
ウ	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上350メートルの所
エ	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上470メートルの所
オ	3 から江田島市江田島町秋月島ノ首北端を見通す線上280メートルの所
カ	3 から江田島市江田島町秋月島ノ首北端を見通す線上145メートルの所
キ	2 から101度230メートルの所
ク	2 から101度120メートルの所
ケ	2 から101度の線と距岸20メートルの線との交点
コ	2 から江田島市江田島町小用東江漁協東側船だまり南側防波堤南側付け根を見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第224号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町小用島ノ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町小用ももだか埋立地北東角から護岸沿い南へ30メートルの所
基点 2	江田島市江田島町秋月弾薬庫旧燃料置場護岸東側付け根
ア	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上580メートルの所
イ	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上780メートルの所
ウ	2 から117度400メートルの所
エ	2 から117度200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第225号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町秋月若宮地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町秋月弾薬庫南門に隣接する防波堤の突端
基点 2	江田島市江田島町秋月弾薬庫南側護岸の鉄扉北側取り付け部から護岸沿い北東へ90メートルの所
ア	1 から呉市若葉町小麗女島の灯台を見通す線上550メートルの所
イ	2 から122度460メートルの所
ウ	2 から175度400メートルの所
エ	2 から175度200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第226号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町秋月地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町秋月（有）島井鉄工所東側護岸南東角
基点 2	江田島市江田島町秋月全農グリーンリソース㈱積出し岸壁北側の護岸パラペット北端（護岸内角）から護岸沿い北へ44メートルの所
ア	1から94度125メートルの所
イ	1から94度700メートルの所
ウ	2から94度730メートルの所
エ	2から94度155メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用、呉市音戸町（田原、早瀬を除く。）、江田島市大柿町柿浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第227号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町鷺部ひるがさこ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町鷺部ひるがさこ防波堤の南側を東へ延長した線と道路護岸との交点
基点 2	江田島市江田島町鷺部(株)岡本組埋立地南側付け根から護岸沿い南へ148メートルの所
ア	1 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線上30メートルの所
エ	1 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線上60メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第228号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町江南地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町と大柿町との海岸線（外海）における境界から護岸沿い東へ10メートルの所（外海ポンプ場樋門東側から護岸沿い東へ18メートルの所）
基点 2	1 から南東へ 1 番目の護岸外角（江南 2 丁目24番地の南角）
基点 3	江田島市江田島町秀崎の新開護岸南端
ア	1 から江田島市大柿町引島東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	3 から249度30分の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3 から249度30分50メートルの所
エ	2 から 2 の北西側護岸に直角に40メートルの所
オ	1 から江田島市大柿町引島東端を見通す線上70メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町小用

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第229号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市能美町松ヶ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イ2、2ウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ7直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角
基点 2	江田島市能美町松ヶ鼻北端
基点 3	江田島市能美町松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角
ア	1から江田島市江田島町海上自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す線（71度30分）と3から江田島町津久茂2丁目の南端（小島新開南西物揚場東のスベリ取付部東端から護岸沿い東へ95メートルの所）を見通す（347度）線との交点
イ	3から江田島市江田島町津久茂2丁目の南端を見通す（347度）線上270メートルの所
ウ	2から江田島市江田島町鷺部矢ノ浦港北側防波堤南端を見通す（68度30分）線上175メートルの所
エ	2から江田島市江田島町世上漁港イワシ浜3号防波堤付け根から1番目の曲り角を見通す（6度30分）線上510メートルの所
オ	2から江田島市江田島町津久茂2丁目津久茂小学校跡地南角を見通す（341度）線上710メートルの所
カ	1から江田島市江田島町海上自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲がり角を見通す（71度30分）線上1,660メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町（ただし、小用、切串を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第230号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町鷺部地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町鷺部 2 丁目鷺部公園護岸南西角から護岸沿い北へ60メートルの所
基点 2	江田島市江田島町鷺部 3 丁目 7 号と 8 号の境界にある小川の流出口の南端から護岸沿い南へ33メートルの所
ア	1 から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上240メートルの所
イ	2 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線上265メートルの所
ウ	2 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線上565メートルの所
エ	1 から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上540メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第231号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町大原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町津久茂2丁目小島新開北東の小川の第1渡橋下流側右岸付け根から護岸沿い南へ60メートルの所
基点2	江田島市江田島町津久茂2丁目津久茂小学校跡地護岸南東角から護岸沿い北へ220メートルの所
基点3	江田島市江田島町宮ノ原2丁目立石かき筏組立場南西角
基点4	江田島市江田島町宮ノ原2丁目世上漁港北側の船だまり南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ38メートルの所
ア	1から4を見通す線上130メートルの所
イ	2から3を見通す線上100メートルの所
ウ	3から2を見通す線上120メートルの所
エ	4から1を見通す線上220メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第232号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町差須浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、江田島市江田島町大須港に通じる船通しの区域を除く。
基点 1	江田島市江田島町鼻グリ南西端
基点 2	江田島市江田島町たご岩の鼻（西側カーブミラー）から護岸沿い北へ20メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町差須浜西端を見通す線上40メートルの所
イ	2 から江田島市沖美町大奈佐美島北東端（源兵衛鼻）を見通す線上390メートルの所
ウ	2 から江田島市沖美町大奈佐美島北東端（源兵衛鼻）を見通す線上590メートルの所
エ	1 から江田島市沖美町大奈佐美島大塔山の高（91メートル）を見通す線上260メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第233号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町江関地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町幸の浦鯨石の鼻（石碑の鼻の北側付け根の石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所）
基点2	江田島市江田島町エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所
ア	1から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの所
イ	1から広島市南区似島東端を見通す線上560メートルの所
ウ	2から広島市南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所
エ	2から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第234号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町小用ももだか地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角
基点 2	江田島市江田島町小用ももだか埋立地南東角
基点 3	江田島市江田島町小用鳥ノ首突端
ア	1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上470メートルの所
イ	3 から江田島市江田島町高須東端（高須中央鼻）を見通す線上250メートルの所
ウ	3 から江田島市江田島町高須東端（高須中央鼻）を見通す線上30メートルの所
エ	2 から 3 を見通す線上280メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第235号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町鷺部地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸60メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町鷺部 2 丁目江田島市消防団鷺部駐屯所南側の小川河口左岸角
基点 2	江田島市江田島町鷺部 3 丁目ひるがさこ防波堤跡の石積南側を東へ延長した線と道路護岸との交点
ア	1 から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 からの江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 からの江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸60メートルの線との交点
エ	1 から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸60メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第236号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町宮ノ原1丁目農林水産省所有地北西の埋立地護岸南西角
基点 2	1 から護岸沿い南東へ107メートルの護岸北西角
ア	1 から江田島市能美町トトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から242度の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から242度50メートルの所
エ	1 から江田島市能美町トトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第237号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町津久茂地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町津久茂水揚西の護岸南端（スベリの東の護岸角）から護岸沿い北東へ12メートルの護岸内角
基点 2	江田島市江田島町津久茂阿重田川河口暗渠中央
ア	1 から江田島市能美町中町栈橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から江田島市能美町中町栈橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市能美町中町栈橋突端を見通す線上60メートルの所
エ	1 から江田島市能美町中町栈橋突端を見通す線上60メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第238号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町津久茂地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町津久茂小松の窪の西端（3丁目20の電柱前護岸角）
基点 2	1 から護岸沿い東へ63メートルの所
基点 3	4 から護岸沿い北西へ81メートルの所（3丁目9の電柱前）
基点 4	江田島市江田島町津久茂小松の窪の南端(護岸角)
ア	1 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から3 を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3 から2 を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	4 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
オ	4 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線上30メートルの所
カ	1 から江田島市能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線上30メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第239号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町大須地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町たご岩の鼻（西側のカーブミラーの所）
基点 2	江田島市江田島町サコウタの鼻（カーブミラーの所）
ア	1 から江田島市江田島町津久茂西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	1 から江田島市江田島町津久茂西端を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第240号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町切串地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町切串大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ77メートルの所（階段南側付け根）
基点 2	江田島市江田島町切串 1 丁目広成建設(株)江田島研修センター東側護岸北東角から護岸沿い西へ10メートルの所
ア	1 から広島市南区峠島西端を見通す線上80メートルの所
イ	1 から広島市南区峠島西端を見通す線上145メートルの所
ウ	2 から広島市南区似島の高（278メートル）を見通す線上60メートルの所
エ	2 から広島市南区似島の高（278メートル）を見通す線上10メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串 1 丁目、宮ノ原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第241号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町幸の浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町幸の浦椎の木鼻北東端
基点 2	江田島市江田島町幸の浦新開（埋立地）の北側付け根から護岸沿い北西へ120メートルの所
基点 3	江田島市江田島町幸の浦物揚場突堤西側付け根
基点 4	江田島市江田島町幸の浦鯨石の鼻（石碑の鼻の北側付け根石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所）
ア	1 から江田島市江田島町屋形石の鼻を見通す線上100メートルの所
イ	4 から広島市南区似島東端を見通す線上480メートルの所
ウ	4 から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの所
エ	1 から 3 を見通す線と 2 からウを見通す線との交点
オ	1 から 3 を見通す線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第242号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町江関地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所
基点2	江田島市江田島町切串タカノス北東端
ア	1から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所
イ	1から広島市南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所
ウ	2から広島市南区峠島東端を見通す線上990メートルの所
エ	2から広島市南区峠島東端を見通す線上250メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第243号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町切串地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	江田島市江田島町切串タカノス鼻北東端のカキ殻堆積場渡橋東側付け根から通路沿い北東へ13メートルの所
基点2	江田島市江田島町切串切串湾西側防波堤（タカノス鼻から2番目の防波堤）南側付け根から護岸沿い南東へ59メートルの所（階段工の南端）
基点3	江田島市江田島町切串西沖栈橋埋立地北東角から護岸沿い西へ15メートルの所
基点4	江田島市江田島町切串1丁目広成建設(株)江田島研修センター東側護岸付け根から護岸沿い北東へ137メートルの所
基点5	江田島市江田島町切串カワモチ共同作業場埋立地南西角
基点6	江田島市江田島町切串カワモチ防波堤北側付け根から海岸沿い北へ120メートルの所
ア	1から6を見通す線と3から広島市南区似島北東端を見通す線との交点
イ	1から6を見通す線と4から広島市南区峠島東側の鼻を見通す（336度）線との交点
ウ	2から5を見通す線と4から広島市南区峠島東側の鼻を見通す（336度）線との交点
エ	2から5を見通す線と3から峠島の高（129メートル）を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第244号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町切串神が浦鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町切串神が浦鼻北東角（神が浦鼻北側の敷地内道路三叉路から道路沿い東へ75メートルの排水管中央）から護岸沿い北西へ70メートルの所
基点 2	江田島市江田島町切串いちご鼻の自衛隊棧橋北側付け根から護岸沿い北西へ41メートルの所
ア	1から安芸郡坂町天狗岩の高（371メートル）を見通す（39度）線上220メートルの所
イ	1から安芸郡坂町天狗岩の高（371メートル）を見通す（39度）線上400メートルの所
ウ	2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す（4度）線上290メートルの所
エ	2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す（4度）線上110メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第245号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町江関地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町切串鴻治組埋立地東側付け根から護岸沿い東へ36メートルの所
基点 2	1 から護岸沿い南東へ60メートルの所
基点 3	江田島市江田島町切串エセキ川河口左岸角
基点 4	江田島市江田島町切串エセキ川河口右岸角から護岸沿い東へ50メートルの所
ア	1 から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所
イ	1 から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所
ウ	2 から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所
エ	3 から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所
オ	4 から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所
カ	4 から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所
キ	3 から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所
ク	2 から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第246号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町江関地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町切串エセキ川東側の埋立地護岸北東角から護岸沿い南東へ30メートルの所
基点 2	江田島市江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根
ア	1 から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
イ	1 から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸40メートルの線との交点
ウ	2 から広島市南区峠島東端を見通す線と距岸40メートルの線との交点
エ	2 から広島市南区峠島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第247号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

江田島市江田島町切串東新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	江田島市江田島町切串 1 丁目広成建設(株)江田島研修センター東側護岸付け根から護岸沿い北東へ10メートルの所
基点 2	江田島市江田島町切串カワモチ共同作業場埋立地南側付け根
ア	1 から広島市南区似島北東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から広島市南区似島北東端を見通す線上125メートルの所
ウ	2 から 1 を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

江田島市江田島町切串

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第248号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角
基点 2	呉市音戸町波多見大浦崎北東端（亀の浦鼻）から海岸沿い南西へ175メートルの所
ア	1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す（65度）線上440メートルの所
イ	1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す（65度）線上620メートルの所
ウ	2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す（65度）線上645メートルの所
エ	2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す（65度）線上460メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第249号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角
基点 2	呉市音戸町波多見大浦崎北東端（亀の浦鼻）から海岸沿い南西へ175メートルの所
ア	1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す（65度）線上785メートルの所
イ	1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す（65度）線上970メートルの所
ウ	2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す（65度）線上1,020メートルの所
エ	2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す（65度）線上835メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第250号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見小学校地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町波多見波多見小学校敷地南西角
基点 2	呉市音戸町波多見 7 丁目 5 番の埋立地護岸南東角から護岸沿い北西へ 8 メートルの所
ア	1 から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と 2 から244度の線との交点
イ	2 から244度275メートルの所
ウ	2 から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上265メートルの所
エ	1 から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と 2 から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第251号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町波多見 7 丁目きびが鼻の埋立地護岸における河部水産作業場と南側住宅との敷地の境界
基点 2	呉市音戸町波多見 6 丁目呉市宮大崎住宅南側護岸南西角
基点 3	呉市音戸町波多見大浦崎南端
ア	1 から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上160メートルの所
イ	2 から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上150メートルの所
ウ	3 から呉市音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界（堤川河口中央）を見通す線上110メートルの所
エ	3 から呉市音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界（堤川河口中央）を見通す線上850メートルの所
オ	2 から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上800メートルの所
カ	2 から234度760メートルの所
キ	2 から234度400メートルの所
ク	1 から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第252号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い南東へ40メートルの所
基点2	呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター南側取水ポンプ用渡橋北側付け根
基点3	呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南角から護岸沿い東へ20メートルの所
ア	1から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上125メートルの所
イ	2から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上155メートルの所
ウ	2から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線と3から阿賀町小情島の高を見通す線との交点
エ	1から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線と3から阿賀町小情島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第253号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀町小情島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀町小情島南西端から北西へ1番目の鼻
基点2	3から南西へ1番目の鼻
基点3	呉市阿賀町小情島北端
基点4	3から南東へ1番目の鼻
ア	2から269度180メートルの所
イ	1から呉市音戸町畑区鈍田川河口右岸角を見通す線上640メートルの所
ウ	1から呉市音戸町畑区鈍田川河口右岸角を見通す線上1,020メートルの所
エ	1から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上1,120メートルの所
オ	4から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す（357度）線上950メートルの所
カ	4から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す（357度）線上600メートルの所
キ	3から302度820メートルの所
ク	3から280度685メートルの所
ケ	3から299度310メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第254号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見赤崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町赤崎鼻の埋立地南角
基点2	呉市音戸町赤石鼻
ア	1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上330メートルの所
イ	1から142度340メートルの所
ウ	1から120度220メートルの所
エ	2から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上200メートルの所
オ	2から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上680メートルの所
カ	1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上520メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第255号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町畑区西新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町畑区太田川河口右岸角
基点 2	呉市音戸町畑区太田川河口左岸角から護岸沿い東へ20メートルの所
基点 3	呉市音戸町赤崎鼻の埋立地南角
ア	1から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線上150メートルの所
イ	2から159度130メートルの所
ウ	2から159度の線と3から呉市音戸町奥の内有清の船だまり防波堤の付け根から南東へ2番目の防波堤角（防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ87メートルの所）を見通す線との交点
エ	1から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線と3から有清の船だまり防波堤付け根から南東へ2番目の防波堤角（防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ87メートルの所）を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第256号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町渡子地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町渡子3丁目新井川河口右岸角
基点 2	1から護岸沿い東へ30メートルの所
ア	1から護岸に直角に10メートルの所
イ	1から護岸に直角に30メートルの所
ウ	2から護岸に直角に30メートルの所
エ	2から護岸に直角に10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第257号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所
基点 2	呉市音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ10メートルの所
ア	1から呉市倉橋町トロブ山の高（207メートル）を見通す線上5メートルの所
イ	2から呉市倉橋町トロブ山の高（207メートル）を見通す線上5メートルの所
ウ	2から呉市倉橋町トロブ山の高（207メートル）を見通す線上40メートルの所
エ	1から呉市倉橋町トロブ山の高（207メートル）を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第258号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見田ノ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸20メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町池田の鼻護岸階段北側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所
基点 2	呉市音戸町波多見小学校埋立地の西側付け根から護岸沿い西へ52メートルの所
ア	1とウを結ぶ線と距岸20メートルの線との交点
イ	2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
ウ	2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線上80メートルの所
エ	1から呉市音戸町波多見小学校西側の埋立地西側付け根を見通す線上240メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第259号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町畑地区地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアの4直線とによって囲まれた区域。 ただし、太田川に通じる幅員20メートルの区域を除く。
基点 1	呉市音戸町畑区太田川河口右岸角から護岸沿い西へ250メートルの所
基点 2	呉市音戸町赤崎鼻の北側埋立地北側付け根から護岸沿い北西へ10メートルの所
基点 3	呉市音戸町赤崎鼻の北側埋立地北西角
ア	1 から護岸に直角に引いた線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から護岸に直角に引いた線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3 から埋立地北西側護岸に直角に10メートルの所
エ	3 から282度210メートルの所
オ	1 から護岸に直角に50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第260号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い西へ45メートルの所
基点2	呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い南東へ40メートルの所
基点3	呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸南角
ア	1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点
イ	1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と3から音戸町池田の鼻南東端を見通す線との交点
ウ	3から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上175メートルの所
エ	2から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上115メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第261号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町波多見 6 丁目呉市宮大崎住宅西側の埋立地北側付け根から護岸沿い北へ50メートルの所
基点 2	呉市音戸町波多見 6 丁目呉市宮大崎住宅南側護岸西角
ア	1 から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所
イ	2 から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上20メートルの所
ウ	2 から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上70メートルの所
エ	1 から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第262号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原猿ヶ鼻のカーブミラーから護岸沿い東へ132メートルの所（排水口中央）
基点 2	呉市音戸町田原 1 丁目11番かき組合共有埋立地南西角
ア	1 から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す（314度）線上320メートルの所
イ	1 から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す（314度）線上160メートルの所
ウ	2 から江田島市江田島町秀崎を見通す（296度）線上100メートルの所
エ	2 から江田島市江田島町秀崎を見通す（296度）線上280メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第263号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原下大田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原 1 丁目11番と12番の境の水路中央
基点 2	呉市音戸町田原 2 丁目 1 番の北側の埋立地南西角
ア	1 から江田島市江田島町秀崎を見通す（298度）線上290メートルの所
イ	1 から江田島市江田島町秀崎を見通す（298度）線上100メートルの所
ウ	2 から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す（274度30分）線上120メートルの所
エ	2 から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す（274度30分）線上340メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第264号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原 2 丁目 1 番の南側の埋立地北西角から護岸沿い南へ23メートルの所
基点 2	呉市音戸町田原 2 丁目田原漁港北側新防波堤の北側付け根（かき殻堆積場エプロンとの西側付け根）
ア	1 から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す（276度）線上360メートルの所
イ	1 から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す（276度）線上180メートルの所
ウ	2 から江田島市大柿町引島北端を見通す（278度）線上133メートルの所
エ	2 から江田島市大柿町引島北端を見通す（278度）線上313メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第265号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原漁港南防波堤南側付け根
基点 2	呉市音戸町田原 3 丁目ホーシ鼻（宝石）北側埋立地西角から護岸沿い北へ25メートルの所
ア	1 から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す（289度30分）線上310メートルの所
イ	1 から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す（289度30分）線上170メートルの所
ウ	2 から江田島市大柿町牛ゾノ赤黒標識を見通す（280度）線上110メートルの所
エ	2 から江田島市大柿町牛ゾノ赤黒標識を見通す（280度）線上230メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第266号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ 2 直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原猿ヶ鼻の南のコンクリート護岸北端
基点 2	1 から護岸沿い南へ130メートルの所
ア	1 から呉市音戸町田原 1 丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す（207度30分）線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から呉市音戸町田原 1 丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す（207度30分）線と 2 から江田島市江田島町秀崎を見通す線との交点
ウ	2 から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第267号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町田原2丁目1番の北側の埋立地南西角
基点2	呉市音戸町田原2丁目1番の南側の埋立地北西角
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第268号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原俵石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南西角
基点2	呉市音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南東角（石垣護岸との交点）
基点3	呉市音戸町田原2丁目土井川河口右岸角
ア	1から呉市音戸町田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ20メートルの所を見通す線上5メートルの所
イ	2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す（284度30分）線と距岸3メートルの線との交点
ウ	3から江田島市大柿町引島南端を見通す（269度）線と距岸3メートルの線との交点
エ	3から江田島市大柿町引島南端を見通す（269度）線と1から田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ20メートルの所を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第269号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町田原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸45メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町田原3丁目吉ヶ谷川河口右岸スベリ北側付け根から護岸沿い北東へ25メートルの所
基点2	呉市音戸町田原3丁目吉ヶ谷川河口左岸角から護岸沿い南西へ75メートルの所（田原造船所敷地北角から護岸沿い北東へ5メートルの所）
ア	1から江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す（305度30分）線と距岸45メートルの線との交点
イ	1から江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す（305度30分）線と距岸5メートルの線との交点
ウ	2から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す（298度）線と距岸5メートルの線との交点
エ	2から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す（298度）線と距岸45メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第270号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町大泊新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町大泊新開東角から護岸沿い西へ85メートルの所
基点 2	呉市安浦町大泊新開東角から護岸沿い西へ5メートルの所
ア	1から護岸に直角に5メートルの所
イ	2から護岸に直角に5メートルの所
ウ	2から護岸に直角に70メートルの所
エ	1から護岸に直角に70メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町田原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第271号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町早瀬流田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻（宝石）
基点 2	呉市音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北東角（道路との接点）から護岸沿い北東へ48メートルの所（階段の南側付け根）
ア	1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す（272度）線上250メートルの所
イ	1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す（272度）線上80メートルの所
ウ	2から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東付け根を見通す（284度）線上110メートルの所
エ	2から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東付け根を見通す（284度）線上290メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町早瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第272号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町早瀬藤の脇地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町早瀬 3 丁目鳥ヶ首南側護岸と県道護岸との接点から護岸沿い西へ66メートルの所
基点 2	呉市音戸町藤脇藤脇造船所棧橋付け根の護岸南角
ア	1 から154度390メートルの所
イ	1 から154度100メートルの所
ウ	2 から187度50メートルの所
エ	2 から187度280メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町早瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第273号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町早瀬ホーシ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市音戸町田原 3 丁目ホーシ鼻（宝石）から護岸沿い南へ11メートルの所（ヒューム管中央）
基点 2	1 から護岸沿い南へ42メートルの所（ホーシ鼻南側の道路護岸パラベット北端）
ア	1 から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（273度）線と距岸30メートルの線との交点
イ	1 から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（273度）線と距岸 5 メートルの線との交点
ウ	2 から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す（275度30分）線と距岸 5 メートルの線との交点
エ	2 から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す（275度30分）線と距岸30メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町早瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第274号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町早瀬下流田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北側付け根から護岸沿い北東へ15メートルの所
基点2	1から護岸沿い北へ142メートルの所（呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻の南側の道路護岸パラベット北端から護岸沿い南へ60メートルの所）
ア	1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（285度30分）線と距岸5メートルの線との交点
イ	1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（285度30分）線上30メートルの所
ウ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（279度）線上30メートルの所
エ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（279度）線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町早瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第275号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市音戸町早瀬サタメの埋立地北側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸5メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点1	呉市音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地南西角
基点2	呉市音戸町早瀬1丁目下流田砲台山林道入口前の護岸北端（カーブミラーの所）
基点3	呉市音戸町早瀬サタメの埋立地北側付け根から護岸沿い北へ60メートルの所
ア	1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（290度）線上30メートルの所
イ	1からウを見通す線上5メートルの所
ウ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（293度30分）線と距岸5メートルの線との交点
エ	3から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（302度）線と距岸5メートルの線との交点
オ	3から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（302度）線上40メートルの所
カ	2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（293度30分）線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市音戸町早瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第276号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町本浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町本浦シャミセン岩南側護岸付け根から護岸沿い南へ16メートルの岩の先端
基点 2	1 から護岸沿い南へ194メートルの所
ア	1 から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上80メートルの所
イ	1 から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上150メートルの所
ウ	2 から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上110メートルの所
エ	2 から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第277号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町本浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町本浦影の浦すべり北側付け根から南へ45メートルの所（岩）
基点 2	1 から護岸沿い南西へ158メートルの所
基点 3	呉市倉橋町本浦ドンガメ岩の鼻
ア	1 から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上25メートルの所
イ	1 から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上70メートルの所
ウ	3 から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上50メートルの所
エ	3 から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上10メートルの所
オ	2 から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上33メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第278号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町重生地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町重生田の尻鼻
基点 2	呉市倉橋町重生西防波堤西側付け根
ア	1 から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線上50メートルの所
ウ	2 から江田島市大柿町一本松山の標高304メートルの山の高（三角点）を見通す線上150メートルの所
エ	2 から江田島市大柿町一本松山の標高304メートルの山の高（三角点）を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第279号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町重極地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町重極小串の鼻の南西の鼻
基点 2	呉市倉橋町重極出島の鼻
ア	1 から呉市倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上300メートルの所
イ	1 から呉市倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上180メートルの所
ウ	2 から呉市倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上50メートルの所
エ	2 から呉市倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上280メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第280号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町重極、鳴滝、光ヶ瀬地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町重極小串の鼻
基点 2	呉市倉橋町鳴滝かき殻一時堆積場西の埋立地北東護岸と県道との接点
基点 3	呉市倉橋町鳴滝昭和石材興業埋立地護岸北東角（道路護岸との接点）
基点 4	呉市倉橋町光ヶ瀬（旧）川本水産護岸北西角から護岸沿い東へ9メートルの所
ア	1 から321度の線と距岸20メートルの線との交点
イ	3 から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ1 番目の鼻を見通す（338度）線上300メートルの所
ウ	4 から347度237メートルの所
エ	4 から347度110メートルの所
オ	3 から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ1 番目の鼻を見通す（338度）上100メートルの所
カ	3 から2 を見通す線上20メートルの所
キ	2 から3 を見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第281号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町宇和木地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角
基点 2	呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸角
ア	1 から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上215メートルの所
イ	1 から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上480メートルの所
ウ	2 から呉市音戸町明徳中学校南東側の N T T ドコモ音戸藤脇基地局中継塔（18度30分）を見通す線上480メートルの所
エ	2 から呉市音戸町明徳中学校南東側の N T T ドコモ音戸藤脇基地局中継塔（18度30分）を見通す線上230メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第282号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町重極地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町重極奥の錨地西鼻から北へ1番目の鼻
基点 2	呉市倉橋町重極奥のだんご岩から護岸沿い南へ37メートルの所（排水口）
ア	1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第283号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町宇和木地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角
基点 2	呉市倉橋町宇和木大白明川河口右岸の新開の護岸と県道護岸との交点から県道護岸沿い北へ9メートルの所（排水口）
ア	1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線上10メートルの所
イ	1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線と2から倉橋町宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線との交点
ウ	2から呉市倉橋町宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線上10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第284号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで
ひじき養殖業	10月 1 日から翌年 6 月30日まで

漁場の位置

呉市倉橋町大向地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10mで結んだ線とウエ、エアを結んだ 2 直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町大向東側防波堤先端
基点 2	呉市倉橋町大向東側防波堤付け根から南へ167メートルの所（スベリ北側）
基点 3	呉市倉橋町大向東側防波堤付け根から南へ510メートルの所
ア	1 から呉市倉橋町鍋島東端を見通した線と 2 から270度の線との交点
イ	2 から270度の線上10メートルの所
ウ	3 から270度の線上10メートルの所
エ	3 から270度の線と 1 から呉市倉橋町鍋島東端を見通した線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第285号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町弁天島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウ 4、4 工、エオ、オアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町長谷船だまり防波堤東側曲がり角（パラペット東端）
基点 2	呉市倉橋町弁天島南西端
基点 3	呉市倉橋町弁天島東端
基点 4	呉市倉橋町長谷立石の鼻の沖の岩
基点 5	呉市倉橋町長谷新開船磯鼻
ア	1 から 2 を見通す線上50メートルの所
イ	2 から 1 を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	3 から 4 を見通す線と距岸50メートルの線との交点
工	4 から呉市倉橋町長谷立石の鼻を見通す線上50メートルの所
オ	5 から 2 を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、長谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第286号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町弁天島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町長谷立石の鼻から海岸沿い東へ55メートルの所
基点 2	呉市倉橋町長谷鷺の巣東の鼻北端
ア	1から呉市音戸町赤崎東方の高（92メートル）を見通す線上100メートルの所
イ	1から呉市音戸町赤崎東方の高（92メートル）を見通す線上460メートルの所
ウ	2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線上440メートルの所
エ	2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線上80メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立、長谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第287号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町トロブ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを距岸30メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクケを距岸30メートルで結んだ線とケコを結んだ直線とコサを距岸50メートルで結んだ線とサアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町江の浦東の鼻東端
基点 2	呉市倉橋町鷺の巣東の鼻北端
基点 3	呉市倉橋町朝網網代北の鼻北東端
基点 4	呉市倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端
基点 5	呉市倉橋町トロブ湾奥東側の北へ2番目の鼻西端
基点 6	呉市倉橋町トロブ堤西の鼻西端
基点 7	呉市倉橋町トロブ北端
基点 8	呉市倉橋町鈴鹿島北の岩北端
ア	2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線と1から阿賀町小情島北端を見通す線との交点
イ	3から呉市音戸町波多見元谷山の高（136メートル）を見通す線と1から阿賀町小情島北端を見通す線との交点
ウ	8から1を見通す線上50メートルの所
エ	7から呉市阿賀町小情島南端を見通す線と距岸80メートルの線との交点
オ	6から3を見通す線と距岸80メートルの線との交点
カ	6から3を見通す線と距岸30メートルの線との交点
キ	5から4を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ク	4から5を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ケ	3から6を見通す線と距岸30メートルの線との交点
コ	3から呉市音戸町波多見元谷山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
サ	2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第288号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町脇田、塩屋、先田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町池の浦北側の鼻東端
基点 2	呉市倉橋町脇田護岸南詰から護岸沿い北へ105メートルの一番目の階段南側付け根
基点 3	呉市倉橋町先田川河口暗渠中央
基点 4	呉市倉橋町おはなの鼻東端
基点 5	呉市倉橋町塩屋の北の鼻南端
ア	1 から呉市広小坪白岳山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	2 から3 を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	3 から2 を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	4 から呉市倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点
オ	4 から呉市倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と 5 から倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線との交点
カ	5 から呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線と 1 から白岳山の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第289号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町洲の崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町洲の崎岡本水産かき作業場護岸北角（かき殻堆積場南西角）
基点 2	呉市倉橋町洲の崎荷揚場栈橋南側付け根から護岸沿い南へ32メートルの所
基点 3	呉市倉橋町洲の崎荷揚場栈橋南西角
基点 4	呉市倉橋町洲の崎荷揚場栈橋北東角
ア	1 から呉市倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所（2 番目の曲がり角）を見通す線上50メートルの所
イ	1 から呉市倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所（2 番目の曲がり角）を見通す線上190メートルの所
ウ	4 から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上150メートルの所
エ	4 から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上20メートルの所
オ	2 から護岸に直角の線とエから4 と3 を結んだ線と平行に引いた線との交点
カ	2 から護岸に直角に20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第290号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町飛路井地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町おはなの鼻南端
基点 2	呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地東側付け根（カーブミラーから護岸沿い西へ3メートルの所）
基点 3	呉市倉橋町小尻郷西の鼻（カーブミラー）
ア	1 から呉市倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と2から阿賀町情島の高を見通す線との交点
イ	1 から呉市倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と3から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線との交点
ウ	3 から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	2 から呉市阿賀町情島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第291号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町亀ヶ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町亀ヶ首池の浦中央の鼻の西側護岸西端
基点 2	呉市倉橋町亀ヶ首池の浦中央の鼻の東側護岸西端
基点 3	呉市倉橋町亀ヶ首かもめ石
基点 4	呉市倉橋町亀ヶ首てらのだばの鼻
ア	1 から 4 を見通す線上300メートルの所
イ	4 から 1 を見通す線上100メートルの所
ウ	3 から 2 を見通す線上100メートルの所
エ	2 から 3 を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町大迫、室尾

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第292号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町鹿老渡北側防波堤東側付け根
基点 2	呉市倉橋町鹿老渡岩屋西の鼻
ア	1 から呉市倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上160メートルの所
イ	1 から呉市倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上200メートルの所
ウ	2 から呉市倉橋町堀切明神山の鼻南端を見通す線上200メートルの所
エ	2 から呉市倉橋町堀切明神山の鼻南端を見通す線上160メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、鹿老渡

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第293号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町大江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ80メートルの所
基点 2	呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ180メートルの所
ア	1 から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角（カーブミラー）を見通す線上10メートルの所
イ	1 から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角（カーブミラー）を見通す線上90メートルの所
ウ	2 から護岸に直角に85メートルの所
エ	2 から護岸に直角に10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、長谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第294号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町大江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ193メートルの所
基点 2	呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ272メートルの所
ア	1 から護岸に直角に10メートルの所
イ	1 から護岸に直角に40メートルの所
ウ	2 から護岸に直角に40メートルの所
エ	2 から護岸に直角に10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、長谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第295号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町長谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町長谷船磯鼻北西端
基点 2	呉市倉橋町長谷船磯鼻北東端（1から海岸沿い東へ53メートルの所）
基点 3	4から海岸沿い南西へ50メートルの所
基点 4	呉市倉橋町弁天向の鼻
ア	1から呉市倉橋町弁天島西端を見通す線上20メートルの所
イ	1から呉市倉橋町弁天島西端を見通す線と4から倉橋町長谷倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点
ウ	3から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線と4から倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点
エ	3から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上15メートルの所
オ	2から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上13メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、長谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第296号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町トロブ地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアウ、ウイを結んだ2直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端
基点 2	呉市倉橋町トロブ湾奥東側の北へ2番目の鼻西端
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	2から呉市倉橋町トロブ湾奥東側の北へ1番目の鼻を見通す線上90メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第297号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町先田地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町脇田コンクリート護岸南詰め（池浦北側の鼻の付け根）から護岸沿い北へ118メートルの所
基点 2	呉市倉橋町猿田水路の東側護岸北東角（スベリの北側付け根）から護岸沿い南へ40メートルの所
基点 3	呉市倉橋町脇田脇田橋左岸下流側付け根から護岸沿い東へ43メートルの所
基点 4	呉市倉橋町先田川河口暗渠中央から護岸沿い南西へ70メートルの所
基点 5	呉市倉橋町おはなの鼻南端
ア	2 から呉市倉橋町小尻郷西の鼻（カーブミラー）を見通す線上25メートルの所
イ	3 からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	5 から呉市倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	5 から呉市倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
オ	4 から 1 を見通す線と距岸50メートルの線との交点
カ	4 から 1 を見通す線と 2 から呉市倉橋町小尻郷西の鼻を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、尾立

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第298号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町洲の崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地護岸の北西角から護岸沿い南へ40メートルの所
基点2	呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ108メートルの所（バラペット切目）
基点3	呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ50メートルの所
ア	1から呉市倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から呉市倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線上50メートルの所
ウ	2から283度40メートルの所
エ	3から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上50メートルの所
オ	3から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第299号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町大尻郷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町大尻郷米沢忠栄かき作業場荷揚げリフト付け根から護岸沿い北へ18メートルの所
基点 2	1 から海岸沿い北へ117メートルの所
ア	1 から289度30分10メートルの所
イ	1 から289度30分45メートルの所
ウ	2 から287度45メートルの所
エ	2 から287度10メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、大迫

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第300号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市倉橋町洲の崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	2 から護岸沿い南へ81メートルの所
基点 2	呉市倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地護岸北西角から護岸沿い南へ40メートルの所
ア	1 から呉市倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上20メートルの所
イ	1 から呉市倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上60メートルの所
ウ	2 から呉市倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上60メートルの所
エ	2 から呉市倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第301号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市倉橋町鹿老渡岩屋北端
基点 2	呉市倉橋町鹿老渡船害の鼻
ア	1 から呉市倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
イ	1 から呉市倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線上160メートルの所
ウ	2 から呉市豊浜町斎島北端を見通す線上160メートルの所
エ	2 から呉市豊浜町斎島北端を見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市倉橋町室尾、鹿老渡

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第302号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町上黒島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻
基点 2	呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻の南側護岸北端
基点 3	呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻の南東側護岸西端
基点 4	呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻
ア	1 から呉市下蒲刈町芋城の鼻を見通す線上100メートルの所
イ	2 から 3 を見通す線上50メートルの所
ウ	3 から 2 を見通す線上50メートルの所
エ	4 から呉市下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第303号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町塩浜新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市下蒲刈町見戸代港埋立地南船溜まりの南側防波堤から南へ1番目の栈橋南側付け根
基点 2	呉市下蒲刈町塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ40メートルの所
基点 3	呉市下蒲刈町塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ115メートルの所
基点 4	呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋下流側左岸付け根から護岸沿い北西へ43メートルの所
基点 5	呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋下流側右岸付け根から護岸沿い北東へ35メートルの所
基点 6	呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋下流側右岸付け根から護岸沿い北東へ120メートルの所
ア	2から5を見通す線と3から呉市川尻町柏島西端を見通す線との交点
イ	1から6を見通す線と3から呉市川尻町柏島西端を見通す線との交点
ウ	1から6を見通す線と4から呉市川尻町柏島東端を見通す線との交点
エ	2から5を見通す線と4から呉市川尻町柏島東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第304号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町鳩岡地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市下蒲刈町鳩岡の南端の鼻の付け根護岸部中央（水準点金属標識から護岸沿い北へ10メートルの所）
基点 2	呉市下蒲刈町鳩岡の北端の鼻
ア	1 から呉市下蒲刈町臼石南端を見通す線上120メートルの所
イ	1 から呉市下蒲刈町臼石南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2 から呉市下蒲刈町臼石北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	2 から呉市下蒲刈町臼石北端を見通す線上120メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第305号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市下蒲刈町宇都迫地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市下蒲刈町芋城の鼻
基点 2	呉市下蒲刈町大地蔵西防波堤北西埋立地南側付け根の階段東側付け根の南側パラペット西端
ア	1 から呉市下蒲刈町上黒島北端（オシアゲの鼻）を見通す線上200メートルの所
イ	1 から呉市下蒲刈町上黒島北端（オシアゲの鼻）を見通す線上50メートルの所
ウ	2 から呉市下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上50メートルの所
エ	2 から呉市下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第306号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町向福泊地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻（カーブミラー）
基点 2	呉市蒲刈町向白崎鼻北西端（カーブミラー）
ア	1 から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所
イ	1 から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2 から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	2 から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市下蒲刈町、蒲刈町向

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第307号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市蒲刈町原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	呉市蒲刈町大浦かまがり海の駅埋立地岸壁北端
基点2	呉市蒲刈町大浦かまがり海の駅埋立地岸壁西端
基点3	呉市蒲刈町大浦ふれあい広場南側斜路岸壁南端
ア	1から離岸堤北側面の中央部を見通す線上120メートル
イ	1から離岸堤北側面の中央部を見通す線上132メートル
ウ	2から離岸堤屈曲部を見通す線上96メートル
エ	3から離岸堤南東面中央を見通す線上102メートル
オ	3から離岸堤南東面中央を見通す線上68メートル
カ	2から離岸堤屈曲部を見通す線上60メートル

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市蒲刈町（ただし、向は除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第308号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市天応大浜 3 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市天応大浜 3 丁目天応浄化センター西側護岸（天応第 1 期埋立地）北西角（内角）
基点 2	呉市天応大浜 3 丁目天応浄化センター西側護岸（天応第 1 期埋立地）南西角から護岸沿い北西へ40メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上620メートルの所
イ	1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上320メートルの所
ウ	2 から江田島市江田島町一ツ小島を見通す線上310メートルの所
エ	2 から江田島市江田島町一ツ小島を見通す線上610メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条 1 ～ 4 丁目、天応大浜 1 ・ 2 丁目、天応東久保 1 ・ 2 丁目、天応南町、天応宮町、
汐見町、大山町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第309号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市汐見町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市汐見町船だまり北側の埋立地北西角（宅垣内川河口左岸角）
基点 2	呉市梅木町 1 番の埋立地南西角から護岸沿い北へ72メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上630メートルの所
イ	1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上330メートルの所
ウ	2 から270度300メートルの所
エ	2 から270度600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条 1 ～ 4 丁目、天応大浜 1 ・ 2 丁目、天応東久保 1 ・ 2 丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第310号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市狩留賀町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻堆積場エプロン南側付け根から護岸沿い南へ80メートルの所
基点 2	呉市狩留賀町 3 番の埋立地の北側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ15メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す（264度）線上470メートルの所
イ	1 から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す（264度）線上270メートルの所
ウ	2 から264度100メートルの所
エ	2 から264度300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条 1 ～ 4 丁目、天応大浜 1 ・ 2 丁目、天応東久保 1 ・ 2 丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第311号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市天応大浜 2 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウアを結んだ 2 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市天応大浜 3 丁目埋立地南東側付け根から護岸沿い西へ60メートルの所
基点 2	呉市天応大浜 2 丁目船だまり北側防波堤西側付け根から護岸沿い北へ41メートルの所
ア	1 から呉市天応大浜 2 丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から呉市天応大浜 3 丁目埋立地南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	1 から呉市天応大浜 2 丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と 2 から天応大浜 3 丁目埋立地南西角を結ぶ線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応伝十原町、天応西条 1 ～ 4 丁目、天応大浜 1 ・ 2 丁目、天応東久保 1 ・ 2 丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第312号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市若葉町大麗女島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ134メートルの所
基点 2	呉市若葉町海上保安大学校練習船棧橋西側付け根
基点 3	呉市吉浦町豆倉鼻
基点 4	呉市吉浦町シビトノ鼻
ア	1 から249度230メートルの所(基点 1 から江田島市江島町秋月秀の鼻を見通す線と基点 3 から大麗女島東端を見通す線との交点)
イ	1 から249度455メートルの所(基点 1 から江田島市江島町秋月秀の鼻を見通す線と基点 4 から大麗女島西端を見通す線との交点)
ウ	2 から249.5度580メートルの所(基点 2 から江田島市江島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点 4 から大麗女島西端を見通す線との交点)
エ	2 から249.5度350メートルの所(基点 2 から江田島市江島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点 3 から大麗女島東端を見通す線との交点)

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市天応福浦町、天応伝十原町、天応西条 1 ～ 4 丁目、天応大浜 1 ・ 2 丁目、天応東久保 1 ・ 2 丁目、天応南町、天応宮町、天応塩谷町、汐見町、弥生町、梅木町、大山町、狩留賀町、長谷町、吉浦上城町、吉浦松葉町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町 1 ～ 3 丁目、吉浦中町 1 ～ 3 丁目、吉浦東本町 1 ～ 4 丁目、吉浦新町 1 ・ 2 丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、晴海町、新宮町、瀬戸見町、若葉町、海岸 1 ～ 4 丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、東塩屋町、両城 1 ・ 2 丁目、三条 1 ～ 4 丁目、東愛宕町、西三津田町、山手 1 ・ 2 丁目、西中央 1 ～ 5 丁目、中央 1 ～ 7 丁目、東中央 1 ～ 4 丁目、西惣付町、朝日町、和庄登町、宮原 1 ～13丁目、棚田町、焼山町、押込、郷原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第313号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南一文字防波堤地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市広多賀谷4丁目埋立地護岸南西角
基点2	呉市阿賀南7丁目阿賀マリノボリス埋立地南東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い南西へ310メートルの所
ア	1から209度1,030メートルの所
イ	1から196度1,120メートルの所
ウ	2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す（141度）線上935メートルの所
エ	2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す（141度）線上660メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南1～9丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第314号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀町情島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市阿賀町情島高山の鼻（情島家村の北の鼻から北へ2番目の鼻）
基点 2	呉市阿賀町情島北端から南西へ1番目の鼻
ア	1から呉市音戸町大浦崎北東端（亀の浦鼻）を見通す（311度30分）線上100メートルの所
イ	1から呉市音戸町大浦崎北東端（亀の浦鼻）を見通す（311度30分）線上300メートルの所
ウ	2から呉市音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上270メートルの所
エ	2から呉市音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上70メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南1～9丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第315号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀町小情島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀町小情島北端から南東へ一番目の鼻
基点2	呉市阿賀町小情島北端
ア	1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す（357度）線上570メートルの所
イ	1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す（357度）線上200メートルの所
ウ	2から295度290メートルの所
エ	2から299度310メートルの所
オ	2から280度685メートルの所
カ	2から300度800メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南1～9丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第316号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南 1 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ 7 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市阿賀南 1 丁目護岸南東角
基点 2	1 から護岸沿いに北西へ89メートルの所
基点 3	呉市広多賀谷 3 丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い北西へ18メートルの所
基点 4	呉市広多賀谷 3 丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い南東へ100メートルの所
ア	2 から207度240メートルの所
イ	2 から207度10メートルの所
ウ	1 から206度10メートルの所
エ	3 からウを見通す線上210メートルの所
オ	4 から呉市阿賀南 5 丁目旧フェリー乗り場東角を見通す線上218メートルの所
カ	1 から206度140メートルの所
キ	1 から206度240メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南 1 ～ 9 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第317号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南7丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南7丁目3の1番地前の暗渠南端から護岸沿い南西へ69メートルの所
基点2	呉市阿賀マリノボリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北西へ45メートルの所
ア	1から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線上138メートルの所
ウ	2から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線上100メートルの所
エ	2から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線と距岸10メートルとの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南1～9丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第318号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南1丁目、2丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを呉市阿賀南2丁目南側護岸及び埋立地予定地西側の捨石から5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、オ及びカを中心とする直径10.5メートルの円によって囲まれた2区域を除く。
基点1	呉市阿賀南3丁目護岸南西角から護岸沿い東へ125メートルの所
基点2	1から166度560メートルの所
基点3	1から166度の線と呉市阿賀南1丁目護岸南東角から206度の線との交点
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	3から2を見通す線上5メートルの所
ウ	イから1と3を結んだ線に直角（256度）に西へ50メートルの所
エ	アから1と3を結んだ線に直角（256度）に西へ50メートルの所
オ	1から157度441.9メートルの所
カ	1から170度430.7メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南1～9丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第319号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南一文字防波堤地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市阿賀南一文字防波堤西側の燈火
基点 2	呉市阿賀南一文字防波堤東側の燈火
ア	1 から339度20メートルの所
イ	1 から339度120メートルの所
ウ	2 から339度120メートルの所
エ	2 から339度20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南 1 ～ 9 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第320号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市阿賀南 8 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市阿賀南 8 丁目駿河防波堤南端
基点 2	呉市阿賀南 8 丁目大入第一防波堤北端
ア	1 から呉市倉橋町亀ヶ首北端を見通す線上200メートルの所
イ	1 から愛媛県松山市安居島西南端を見通す線上420メートルの所
ウ	2 から呉市下蒲刈島大平山山頂（275メートル）を見通す線上430メートルの所
エ	2 から呉市広長浜 5 丁目長浜東防波堤突端を見通す線上190メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市阿賀南 1 ～ 9 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第321号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広多賀谷4丁目埋立地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南1丁目南東角
基点2	呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ30メートルの所
基点3	呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ280メートルの所
ア	1から188度1,520メートルの所
イ	2から187度700メートルの所
ウ	2から187度940メートルの所
エ	3から192度910メートルの所
オ	3から192度1,150メートルの所
カ	1から188度2,020メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広小坪

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第322号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広長浜4丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市広長浜2丁目長浜西船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い東へ85メートルの所
基点2	呉市広長浜4丁目長浜小学校敷地中央南側護岸角南端
ア	1から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上330メートルの所
イ	2から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上330メートルの所
ウ	2から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上590メートルの所
エ	1から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上590メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広小坪、阿賀南

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第323号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市阿賀南1丁目地先（黒瀬川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	呉市阿賀南1丁目南東角
基点2	呉市阿賀南1丁目黒瀬川虹村大橋右岸下流側1番目の階段北側付け根
ア	1から114度90メートルの所
イ	1から114度15メートルの所
ウ	2から114度14メートルの所
エ	2から114度60メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広小坪、阿賀南

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第324号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広多賀谷 2 丁目地先（黒瀬川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ 4 直線によって囲まれた区域を除く。
基点 1	呉市広多賀谷 1 丁目黒瀬川県工業用水管橋の左岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ3メートルの所
基点 2	呉市広多賀谷3丁目南西角の旧護岸角（広多賀谷4丁目埋立地護岸との境界）
基点 3	呉市阿賀南 1 丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ 6 メートルの所
基点 4	呉市阿賀南 1 丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸上流側付け根から北寄りの路上の金属標（街区多角点）
ア	1 から 3 を見通す線上65メートルの所
イ	1 から 3 を見通す線上15メートルの所
ウ	2 から286度15メートルの所
エ	2 から286度65メートルの所
オ	4 から150.46度242メートルの所
カ	4 から149.55度247メートルの所
キ	4 から151.22度252メートルの所
ク	4 から152.14度247メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広小坪、阿賀南

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第325号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市広小坪 1 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市広小坪 1 丁目沖の離岸堤東端から西へ45メートルの所
基点 2	呉市広小坪 1 丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ200メートルの所
ア	1 から195度80メートルの所
イ	1 から195度280メートルの所
ウ	2 から195度380メートルの所
エ	2 から195度180メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広小坪

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第326号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市広小坪 2 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市広小坪 1 丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ30メートルの所
基点 2	呉市広小坪 1 丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ220メートルの所
ア	1 から204度40メートルの所
イ	1 から204度140メートルの所
ウ	2 から204度140メートルの所
エ	2 から204度40メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広小坪

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第327号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広長浜 3 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 4 ア、アイ、イ 3 を結んだ 3 直線と呉市長浜港西側船だまり離岸堤とによって囲まれた区域。ただし、離岸堤沿い北側 2 メートルの区域を除く。
基点 1	呉市長浜港西側船だまり北防波堤南端から防波堤沿い北東へ10メートルの所
基点 2	呉市長浜港西側船だまり北防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ29メートルの所
基点 3	離岸堤東側北端
基点 4	離岸堤西側北端
ア	呉市長浜港西側船だまり東防波堤南端と呉市長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と 2 から 4 を見通す線との交点
イ	呉市長浜港西側船だまり東防波堤南端と呉市長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と 1 から 3 を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広長浜、広小平、広末広、広本町、広白岳、広白石、広大新開、広中新開、広古新聞、広駅前、広三芦、広塩焼、広町田、広吉松、広横路、広大広、阿賀、郷原町、下蒲刈、安浦、東広島市黒瀬、西条町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第328号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
うに養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市広小坪 1 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを順次結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市広小坪船だまり東側防波堤付け根から東側の小坪埋立地前面護岸沿い東へ25.5メートルの所
基点 2	呉市広小坪船だまり東側防波堤付け根から東側の小坪埋立地前面護岸沿い東へ135.5メートルの所
ア	1 から離岸堤西端を見通す線上80メートルの所
イ	1 から離岸堤西端を見通す線上109メートルの所
ウ	2 から離岸堤東端を見通す線上109メートルの所
エ	2 から離岸堤東端を見通す線上80メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市広長浜、広小坪、広末広、広本町、広白岳、広白石、広大新開、広中新開、広古新聞、広駅前、広三芦、広塩焼、広町田、広吉松、広横路、広大広、阿賀、郷原町、下蒲刈、安浦、東広島市黒瀬、西条町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第329号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市仁方本町 3 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市仁方本町 3 丁目の仁方ゴルフセンター東側調整池護岸西角から護岸沿い南東へ60メートルの所
基点 2	呉市仁方本町 3 丁目の仁方ゴルフセンター東側調整池護岸南東角（護岸付け根から護岸沿い南西へ65メートルの所）
ア	基点 1 から呉市仁方皆実町仁方漁業協同組合共同作業所栈橋付根を見通す線上40メートルの地点
イ	基点 1 から呉市仁方皆実町仁方漁業協同組合共同作業所栈橋付根を見通す線上70メートルの地点
ウ	基点 2 から呉市仁方皆実町11の埋立地護岸東角を見通す線上70メートルの所
エ	基点 2 から呉市仁方皆実町11の埋立地護岸東角を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方栈橋通

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第330号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口深之浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から道路沿い南東へ26メートルの所の護岸点（護岸裂け目）
基点 2	呉市安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から道路沿い南東へ164メートルの所の護岸点（ヒューム管排水口）
基点 3	呉市安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地北東付け根から道路沿い西へ50メートルの所の護岸点
基点 4	呉市安浦町三津口かき作業場団地東側埋立地南東角
基点 5	呉市安浦町三津口黒地鼻西側の石積護岸と道路護岸（コンクリート護岸）との接点から護岸沿い北西へ50メートルの所
ア	1 から呉市安浦町三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上450メートルの所
イ	1 から呉市安浦町三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上100メートルの所
ウ	2 から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上100メートルの所
エ	2 から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上180メートルの所
オ	3 から呉市安浦町柏島恵比須神社を見通す線上180メートルの所
カ	3 から呉市安浦町柏島恵比須神社を見通す線上100メートルの所
キ	4 から恵比須神社を見通す線上100メートルの所
ク	5 から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上50メートルの所
ケ	5 から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第331号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町柏島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線に囲まれた区域
基点 1	呉市川尻町柏島柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根
基点 2	呉市川尻町柏島北東端の突堤東側付け根
基点 3	呉市安浦町柏島南東端（上モタセの鼻）
ア	1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線上30メートルの所
イ	1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線上260メートルの所
ウ	2から50度530メートルの所
エ	3から90度390メートルの所
オ	3から呉市安浦町馬島北端を見通す線上195メートルの所
カ	3から呉市安浦町馬島北端を見通す線上125メートルの所
キ	2からカを見通す線上100メートルの所
ク	2から119度135メートルの所
ケ	2から80度95メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第332号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町柏島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町柏島ハゲの鼻
基点 2	呉市川尻町柏島恵比須神社前のコンクリート護岸と石積護岸の継目から護岸沿い東へ63メートルの所
基点 3	呉市川尻町柏島柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根から護岸沿い西へ80メートルの所
ア	1 から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点
イ	1 から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3 から呉市安浦町仏崎（護岸排水管所の所）を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ	3 から呉市安浦町仏崎（護岸排水管所の所）を見通す線上95メートルの所
オ	2 から呉市安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場進入路東側付け根を見通す線上100メートルの所
カ	2 から呉市安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場進入路東側付け根を見通す線と距岸30メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第333号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口小日之浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町猿すべりの鼻から北東へ1番目の鼻
基点 2	呉市安浦町柏島柏島神社御座船艇庫西側のスベリの護岸西端から海岸沿い西へ91メートルの鼻
基点 3	呉市安浦町柏島南端
基点 4	呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻
ア	1から2を見通す線上360メートルの所
イ	1から2を見通す線上750メートルの所
ウ	4から3を見通す線上405メートルの所
エ	4から3を見通す線上205メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第334号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口日之浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	2から護岸沿い北へ55メートルの所
基点2	呉市安浦町三津口日之浦新開南角から護岸沿い北へ216メートルの所（階段南側付け根）
基点3	4から護岸沿い南西へ80メートルの所
基点4	呉市安浦町三津口日之浦高須の鼻西角
ア	2から呉市安浦町刈崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2から呉市安浦町刈崎の鼻を見通す線と1から3を見通す線との交点
ウ	3から1を見通す線上40メートルの所
エ	4から296度30メートルの所
オ	4から296度の線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第335号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸30メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町三津口日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ5メートルの所
基点 2	呉市安浦町三津口日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ120メートルの所
基点 3	呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開護岸西端
ア	1 から防波堤に平行に引いた線と距岸10メートルの線との交点
イ	3 から呉市安浦町瀧崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3 から呉市安浦町瀧崎の鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点
エ	2 から132度の線と距岸30メートルの線との交点
オ	2 から132度の線と距岸150メートルの所
カ	1 から防波堤に平行に引いた線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第336号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域
基点 1	2 から護岸沿い南西へ60メートルの所
基点 2	呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開南東角
基点 3	呉市安浦町亀戸婆石から西へ 1 番目の鼻
ア	1 から呉市安浦町三津口日之浦高須の鼻を見通す線上60メートルの所
イ	1 から呉市安浦町三津口日之浦高須の鼻を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
ウ	2 から156度の線と距岸 5 メートルの線との交点
エ	3 から 2 を見通す線上 5 メートルの所
オ	3 から154度50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第337号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町水尻しょうろ新開、水尻新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町水尻新開護岸南端から護岸沿い北へ105メートルの所
基点 2	呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央
ア	1から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線と2から呉市安浦町安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）を見通す線との交点
ウ	2から呉市安浦町安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第338号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町水尻しょうろ新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央
ア	1 から39度30分240メートルの所
イ	1 から44度30分330メートルの所
ウ	1 から53度30分300メートルの所
エ	1 から52度190メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第339号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町水尻しょうろ新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央
ア	1 から12度30分580メートルの所
イ	1 から20度30分750メートルの所
ウ	1 から51度30分640メートルの所
エ	1 から46度30分410メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第340号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口実成新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	呉市安浦町三津口実成新開南東角（北側）
基点 2	1 から護岸沿い北へ180メートルの所
基点 3	呉市安浦町安浦港東側防波堤突端
基点 4	呉市安浦町安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）
基点 5	呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央
基点 6	呉市安浦町水尻新開から南へ 1 番目の鼻東端
ア	1 から東広島市安芸津町小芝島北端を見通す線と 3 から 6 を見通す線との交点
イ	2 から96度の線と 3 から 6 を見通す線との交点
ウ	2 から96度の線と 4 から 5 を見通す線との交点
エ	1 から東広島市安芸津町小芝島北端を見通す線と 4 から 5 を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第341号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

呉市安浦町三津口子の浦新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のイウを距岸30メートルで結んだ線とウエ、エア、アイを結んだ3直線とによって囲まれた区域。 ただし、呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設へ通じる幅員50メートルの区域を除く。
基点 1	呉市安浦町三津口子の浦新開の排水口
基点 2	呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側のかき筏組場南西角（階段工上部）から護岸沿い東へ5メートルの所
ア	1から呉市安浦町水尻しょうろ新開南東角を見通す線上200メートルの所
イ	1から呉市安浦町水尻しょうろ新開南東角を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ウ	2から呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側護岸に平行に引いた線と距岸30メートルの線との交点
エ	2から呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側護岸に平行に引いた線上310メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市安浦町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第342号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市豊浜町豊島山崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 ア、アイ、イ 2 を結んだ 3 直線以西の防波堤及び護岸と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	呉市豊浜町豊島山崎漁港東側埋立地防波堤突端
基点 2	呉市豊浜町豊島親水公園埋立地北端
ア	1 から呉市豊町三角島長崎鼻を見通す線上20メートルの所
イ	2 から呉市豊町三角島カメンドの鼻を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第343号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

呉市豊浜町立花地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 ア、アイ、イ 2 を結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線及び呉市豊浜町立花船溜まり北側防波堤とによって囲まれた区域
基点 1	呉市豊浜町立花船溜まり北側防波堤突端
基点 2	呉市豊浜町立花と豊町との海岸における境界
ア	1 から呉市豊町三角島長崎鼻を見通す線上100メートルの所
イ	2 から呉市豊浜町豊島北端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

呉市豊浜町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第344号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町小松原旧大芝フェリー発着場南西側付け根（小川の橋脚左岸付け根）から護岸沿い南へ91メートルのスベリの北西側付け根
基点2	東広島市安芸津町小松原戸町鼻から北へ1番目の鼻
ア	1から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上80メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上315メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上150メートルの所
エ	2から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第345号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根
基点 2	東広島市安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南東角
ア	1から東広島市安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す（154度30分）線上300メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す（154度30分）線上600メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町大芝島久保の鼻を見通す（160度）線上360メートルの所
エ	2から東広島市安芸津町大芝島久保の鼻を見通す（160度）線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第346号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根
基点 2	東広島市安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸北東角
基点 3	東広島市安芸津町龍王島下浦ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ100メートルの所
ア	1から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上650メートルの所
イ	3から東広島市安芸津町大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線上580メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻突端を見通す線と3から大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線との交点
エ	2から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻突端を見通す線上530メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第347号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町小松原セイロ鼻（本木水産埋立地北側付け根から護岸沿い北へ89メートルの所）
基点 2	東広島市安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根
ア	1 から東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上170メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上270メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上430メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上230メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第348号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地の市民グラウンド西側護岸の水門左角から護岸沿い東へ220メートルの所
基点2	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤突端
ア	1から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線上630メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線上330メートルの所
ウ	2から155度330メートルの所
エ	2から155度660メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第349号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ313メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ64メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上675メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上175メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上185メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上695メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第350号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ15直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ70メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端
基点 3	東広島市安芸津町龍王島北浦荷揚場南西角
基点 4	東広島市安芸津町龍王島北端
基点 5	東広島市安芸津町龍王島上浦埋立地南東角
基点 6	東広島市安芸津町龍王島沖の鼻東端（黒岩）
ア	1 から東広島市安芸津町大芝島白鼻を見通す線上90メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町大芝島白鼻を見通す線上460メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町小松原戸町鼻から北へ 1 番目の鼻を見通す線上500メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上450メートルの所
オ	2 から東広島市安芸津町風早JA芸南選果場埋立地護岸南東角を見通す線上300メートルの所
カ	3 から東広島市安芸津町風早福原産業(株)埋立地護岸南西角を見通す線上350メートルの所
キ	4 から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地南東角を見通す線上300メートルの所
ク	5 から東広島市安芸津町安芸津港西側防波堤突端を見通す線上350メートルの所
ケ	5 から東広島市安芸津町唐船島南端を見通す線上450メートルの所
コ	6 から東広島市安芸津町藍之島北西端を見通す線上230メートルの所
サ	6 から東広島市安芸津町藍之島北西端を見通す線上130メートルの所
シ	5 から東広島市安芸津町唐船島南端を見通す線上50メートルの所
ス	5 から東広島市安芸津町安芸津港西側防波堤突端を見通す線上120メートルの所
セ	4 から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地南東角を見通す線上90メートルの所
ソ	2 から東広島市安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第351号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	2 から海岸沿い北西へ270メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町龍王島沖の鼻南端
ア	1 から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上530メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上190メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻を見通す線上70メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻を見通す線上320メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第352号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）から海岸沿い南東へ50メートルの所（石積み護岸の北端）
基点 2	東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻（カーブミラーの所）
ア	1 から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上350メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町龍王島南東端を見通す線上700メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町龍王島南東端を見通す線上600メートルの所
オ	1 から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第353号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町風早大芝北小福浦物揚場スベリ6号の東側付け根
基点 2	東広島市安芸津町風早大芝北栈橋東側付け根
ア	1から東広島市安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上40メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上270メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上310メートルの所
エ	2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上70メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第354号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町大芝島カブト岩
基点 2	東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）から海岸沿い南東へ50メートルの所（石積み護岸の北端）
ア	1から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上40メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上400メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上370メートルの所
エ	2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第355号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻北端
基点 2	東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻（カーブミラーの所）
基点 3	東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）から海岸沿い南東へ50メートルの所（石積み護岸の北端）
ア	1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上170メートルの所
イ	3から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上450メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上370メートルの所
エ	2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上160メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第356号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町小松原ドライブイン黒浜南側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ46メートルの所（排水口中央）
ア	1 から56度30分の線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から56度30分の線と東広島市安芸津町小松原戸町鼻西側の距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第357号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区を除く。
基点 1	東広島市安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南西角から護岸沿い南へ93メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町小松原（旧）小松原小学校護岸北端の階段南側付け根（排水口）から護岸沿い北へ12メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	1 から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上60メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線上60メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町大芝島北端（モチエの鼻北端）を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第358号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町小松原豊田高校南側護岸の延長線と国道護岸との交点から護岸沿い南へ70メートルの所
基点2	東広島市安芸津町小松原太郎水川河口右岸角
ア	1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所
ウ	2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上140メートルの所
エ	2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線と距岸5メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早、小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第359号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸（東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤を含む。）5メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地護岸西角から護岸沿い東へ45メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤の南側付け根から防波堤沿い東へ12メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町龍王島北東端を見通す線上25メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町龍王島北東端を見通す線と距岸 5メートルの線との交点
ウ	2 から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤に直角（142度）に引いた線と距岸 5メートルの線との交点
エ	2 から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤に直角（142度）に45メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第360号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ40メートルの所
基点 2	1 から護岸沿い北西へ150メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側護岸に直角（47度）に35メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側護岸に直角（47度）に10メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地日立工場建物南西角を見通す（41度）線上10メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地日立工場建物南西角を見通す（41度）線上35メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第361号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸1メートルで結んだ線とエオ、オアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤南側付け根から護岸沿い東へ2メートルの所
基点2	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側の港湾埋立地南東角（階段上部北東角）から護岸沿い東へ147メートルの所
ア	1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上80メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側の港湾埋立地南側護岸沿い距岸5メートルの線と安芸津干拓地南西側護岸沿い距岸1メートルの線との交点
エ	2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線と距岸1メートルの線との交点
オ	2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上46メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町風早

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第362号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町三津三協化成(株)地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角
基点 2	東広島市安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根
ア	1 から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上770メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上420メートルの所
ウ	2 から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上400メートルの所
エ	2 から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上750メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第363号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角
基点2	東広島市安芸津町木谷東防波堤突端
基点3	東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点から護岸沿い南へ107メートルの所の排水口中央（皇后岩）
基点4	東広島市安芸津町鼻線島南端
ア	1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と3から東広島市安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点
イ	2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と3から安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点
ウ	2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と4から東広島市安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点
エ	1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と4から三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第364号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートルの所（中瀬の鼻）
基点 2	3から護岸沿い南へ150メートルの所（排水口）
基点 3	東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点(排水口)から護岸沿い南へ7メートルの所(排水口)
基点 4	東広島市安芸津町鼻繰島南端
基点 5	東広島市安芸津町ホボ口島南西端
基点 6	東広島市安芸津町唐船島西端
ア	1から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上50メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線と4から安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点
ウ	4から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線と5から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点
エ	3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線と6から4を見通す線の延長線との交点
オ	3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線上100メートルの所
カ	2から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第365号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角
基点2	東広島市安芸津町鼻繰島南端
基点3	東広島市安芸津町木ボロ島北東端
基点4	東広島市安芸津町木ボロ島南西端
ア	1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と2から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地南西角を見通す線との交点
イ	2から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地南西角を見通す線と4から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点
ウ	3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線と4から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点
エ	1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第366号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町三津地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町安芸津港西側防波堤の南側付け根
基点 2	東広島市安芸津町鼻繰島南端
基点 3	東広島市安芸津町ホボ口島北東端
ア	1 から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点
イ	1 から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と3 から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線との交点
ウ	イから1 を見通す線上50メートルの所
エ	3 から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線と平行にウから西へ650メートルの所
オ	2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上アから北西へ650メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第367号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町三津地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ34メートルの所
基点2	東広島市安芸津町三津(俵)新来島どっく太平工場東側船台南東角
基点3	東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点（排水口）から護岸沿い南へ107メートルの排水口中央（皇后岩）
基点4	東広島市安芸津町木ボロ島南西端
ア	1から東広島市安芸津町大芝島東端を見通す線と3から東広島市安芸津町JR風早駅陸橋を見通す（267度30分）線との交点
イ	2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と3からJR風早駅陸橋を見通す（267度30分）線との交点
ウ	2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と4から安芸津町龍王島の高を見通す線との交点
エ	1から東広島市安芸津町大芝島東端を見通す線と4から安芸津町龍王島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第368号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町藍之島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町藍之島西端
基点 2	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角から149度の線と藍之島北側海岸線との交点（北側のくぼ）
基点 3	東広島市安芸津町藍之島明神鼻光海神社鳥居中央
ア	1 から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上110メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上240メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上280メートルの所
エ	3 から東広島市安芸津町三津(※)新来島どつく太平工場艀装岸壁西側付け根を見通す線上240メートルの所
オ	3 から東広島市安芸津町三津(※)新来島どつく太平工場艀装岸壁西側付け根を見通す線上120メートルの所
カ	2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上170メートルの所
キ	2 から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上140メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第369号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷東公民館南側小川河口右岸角から護岸沿い南へ90メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町木谷尻護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ30メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町木谷小学校敷地護岸南西角を見通す線上60メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町木谷小学校敷地護岸南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から東広島市安芸津町(株)スミヨシ埋立地南東角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	2 から東広島市安芸津町(株)スミヨシ埋立地南東角を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第370号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	2 から護岸沿い北へ75メートルの所（東広島市安芸津町木谷尻護岸階段南側付け根）
基点 2	東広島市安芸津町木谷尻矢野川暗渠中央
ア	1 から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上40メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上5メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤南東端を見通す線上5メートルの所
エ	2 から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤南東端を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第371号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷小宿根地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻突端
基点 2	東広島市安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町鼻線島北西端を見通す線上30メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町鼻線島北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	2 から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上30メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第372号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷大宿根地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷大宿根湾防波堤東側付け根
基点 2	東広島市安芸津町木谷二馬手へ通じる農道の入り口前護岸点（護岸階段北側付け根から南へ13メートルの所）
ア	1 から 2 を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	2 から 1 を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第373号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷二馬手地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根
基点 2	東広島市安芸津町木谷二馬手海底電線埋施設前の護岸南東角から護岸沿い北へ53メートルの所（曲がり角）
ア	1 から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上 7 メートルの所
イ	1 から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上56メートルの所
ウ	2 から竹原市吉名町龍島南端を見通す線上56メートルの所
エ	2 から竹原市吉名町龍島南端を見通す線上 7 メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第374号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷二馬手地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷二馬手干拓地護岸北東角
基点 2	東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根
ア	1から東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤突端を見通す線上80メートルの所
イ	1から東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤突端を見通す線上30メートルの所
ウ	2から62度165メートルの所
エ	2から竹原市吉名町龍島北端を見通す（78度30分）線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第375号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町藍之島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町藍之島明神鼻光海神社鳥居中央から海岸沿い西へ100メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町藍之島西端
ア	1 から東広島市安芸津町三津(※)新来島どっく太平工場艀装岸壁西側付け根を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	1 から東広島市安芸津町三津(※)新来島どっく太平工場艀装岸壁西側付け根を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

東広島市安芸津町三津、木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第376号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下打式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町大串城ヶ浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町大串九蔵鼻南側付け根（人工護岸との接点）
基点 2	豊田郡大崎上島町大串城ヶ浜南端（人工護岸との接点）
ア	1 から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上30メートルの所
イ	1 から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上150メートルの所
ウ	2 から豊田郡大崎上島町大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上150メートルの所
エ	2 から豊田郡大崎上島町大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上30メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第377号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
いがい養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町長島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	豊田郡大崎上島町長島福浦農道開通記念碑の東側護岸の階段北側付け根
基点2	豊田郡大崎上島町長島深江中の鼻
ア	1から豊田郡大崎上島町箱島北端を見通す線と美加子島西端から長島東端を見通す線との交点
イ	1から豊田郡大崎上島町箱島北端を見通す線上アから東へ150メートルの所
ウ	2から豊田郡大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線上エから東へ150メートルの所
エ	2から豊田郡大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線と美加子島西端から長島東端を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第378号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町生野島月ノ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域（豊田郡大崎上島町生野島月ノ浦地先）
基点 1	豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻の小屋（鼻先端の高の直下）
基点 2	豊田郡大崎上島町月ノ浦湾西岸から同湾内の小島とつながる鼻
基点 3	豊田郡大崎上島町月ノ浦奥部の石積階段の中央
ア	1 から豊田郡大崎上島町生野島白州鼻東端を見通す線と3から竹原市忠海長浜1丁目竹原火力発電所煙突中央を見通す線との交点
イ	2 から豊田郡大崎上島町月ノ浦湾内の小島を見通す線の延長線と3から竹原市忠海長浜1丁目竹原火力発電所煙突中央を見通す線との交点
ウ	2 から豊田郡大崎上島町月ノ浦湾内の小島を見通す線上小島東端から300メートルの所
エ	1 から豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻東端を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第379号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町大串洲の鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	大串西野干拓地西側防波堤北側付け根
基点 2	豊田郡大崎上島町大串州の鼻北端
ア	2から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上150メートルの所
イ	2から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上200メートルの所
ウ	1から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻を見通す線上100メートルの所
エ	1から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第380号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町大串西野干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町大串港西側棧橋東側付け根から護岸沿い東へ150メートルの所
基点 2	豊田郡大崎上島町大串港西側棧橋東側付け根から護岸沿い東へ200メートルの所
基点 3	豊田郡大崎上島町大串西野干拓地東側防波堤西側付け根
ア	1 から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻を見通す線上300メートルの所
イ	3 から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2 番目の鼻を見通す線上490メートルの所
ウ	3 から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2 番目の鼻を見通す線上280メートルの所
エ	2 から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ1 番目の鼻を見通す線上160メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第381号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町大相賀島、小相賀島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	豊田郡大崎上島町長島中国電力(株)大崎発電所南西側護岸の南側付け根（自然海岸との接点）
基点 2	豊田郡大崎上島町大相賀島南端
ア	2から1を見通す線上350メートルの所
イ	2から1を見通す線上100メートルの所
ウ	イから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ60メートルの所
エ	アから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第382号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

豊田郡大崎上島町大西地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域（大西防波堤地先）
基点 1	豊田郡大崎上島町大西港大西地区北側の灯台のある一文字防波堤北東端から30メートルの所
基点 2	豊田郡大崎上島町大西港大西地区北側の灯台のある一文字防波堤北東端から90メートルの所
ア	1 から防波堤に直角に南東へ5メートルの所
イ	1 から防波堤に直角に南東へ25メートルの所
ウ	2 から防波堤に直角に南東へ25メートルの所
エ	2 から防波堤に直角に南東へ5メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第383号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市吉名町宗越地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	竹原市吉名町宗越山陽煉瓦工場護岸東角
基点 2	竹原市吉名町宗越の湾奥排水口の石垣護岸内角から護岸沿い東へ70メートルの所(石垣護岸上部コンクリート東端)
ア	1 から竹原市吉名町西ケ崎の鼻南端を見通す線上90メートルの所
イ	1 から竹原市吉名町西ケ崎の鼻南端を見通す線上190メートルの所
ウ	2 から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上115メートルの所
エ	2 から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上15メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第384号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

竹原市吉名町柏地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	竹原市吉名町柏の鼻南端から西へ1番目の鼻
基点 2	竹原市吉名町柏の鼻南端から東へ1番目の鼻から海岸沿い北東へ20メートルの所
ア	1から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上110メートルの所
イ	1から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上40メートルの所
ウ	2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上30メートルの所
エ	2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上90メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

竹原市吉名町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第385号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町（旧）小松原小学校地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	2 から護岸沿い南西へ200メートルの所
基点 2	東広島市安芸津町小松原（旧）小松原小学校南東護岸角
ア	1 から東広島市安芸津町大芝島海底電線東の標柱を見通す（130度）線上180メートルの所
イ	2 から東広島市安芸津町大芝島モチエの鼻を見通す線上180メートルの所
ウ	2 から東広島市安芸津町大芝島モチエの鼻を見通す線上300メートルの所
エ	1 から東広島市安芸津町大芝島海底電線東の標柱を見通す線上300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

関係地区

東広島市安芸津町小松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第386号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町ホボ口島の高
基点 2	東広島市安芸津町鼻繰島南端
基点 3	東広島市安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートルの所
基点 4	東広島市安芸津町木谷大宿根西の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ90メートルの所
基点 5	東広島市安芸津町木谷本江の南西の鼻
基点 6	東広島市安芸津町木谷赤崎鼻突端埋立地北側護岸付け根から護岸沿い西へ4メートルの所
ア	1 から 2 を見通す線上100メートルの所
イ	2 から 1 を見通す線上50メートルの所
ウ	3 から東広島市安芸津町鼻繰島北端を見通す線上50メートルの所
エ	4 から 1 を見通す線上200メートルの所
オ	5 から 1 を見通す線上50メートルの所
カ	6 から 1 を見通す線上50メートルの所
キ	1 から 5 を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

関係地区

東広島市安芸津町木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第387号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

東広島市安芸津町大字木谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角から護岸沿い東へ50メートルの所
ア	1 から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上365メートルの所
イ	1 から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上170メートルの所
ウ	1 から168度260メートルの所
エ	1 から189度30分415メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

関係地区

東広島市安芸津町木谷

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権